

# **新庄村地域防災計画**

## **（地震災害対策編）**

平成 30 年 1 月

**新庄村防災会議**

# 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災会議	2
第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	2
第4節 想定地震と被害想定	3
第1項 南海トラフを震源とする地震	3
第2項 活断層を震源とする地震	6
第5節 地震災害対策の基本方針	11
第6節 地震災害に関する調査研究	12
第2章 地震災害予防計画	13
第1節 自立型の防災活動の促進	13
第1項 防災知識の普及啓発計画	13
第2項 防災教育の推進計画	15
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	17
第4項 防災ボランティア養成等計画	18
第5項 住民、地域、事業所等の防災訓練計画及び参加	19
第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進	20
第7項 要配慮者等の安全確保計画	20
第8項 緊急物資等の確保計画	24
第1 食料の確保	24
第2 飲料水の確保	25
第3 生活必需品の確保	26
第4 個人備蓄	26
第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え	27
第1項 災害応急体制整備計画	27
第2項 情報の収集連絡体制整備計画	29
第3項 救助、救急、医療体制整備計画	30
第1 救助	30
第2 傷病者搬送	31
第3 医療体制	31
第4 医薬品等の確保	32
第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	34
第1 指定緊急避難場所の整備等	34
第2 避難路の整備	34
第5項 避難及び避難所の設置・運営計画	36
第1 避難方法	36
第2 指定避難所の設置	37
第3 運営体制	38
第6項 災害救助用資機材の確保計画	40

第7項	建設用資機材の備蓄計画	40
第8項	地域防災活動拠点整備計画	40
第9項	緊急輸送活動計画	41
第10項	消防等防災業務施設整備計画	42
第11項	広域的応援体制整備計画	42
第12項	行政機関防災訓練計画	43
第13項	村等の業務継続性の確保	44
第3節	地震に強いまちづくり	46
第1項	建物、まちの不燃化・耐震化計画	46
第1項	建物の不燃化・耐震化	46
第2項	まちの不燃化	46
第2項	公共施設等災害予防計画	47
第1項	道路	47
第2項	ダム	47
第3項	学校施設	48
第4項	公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）	48
第5項	文化財	49
第3項	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画	49
第1項	簡易水道施設	49
第2項	下水道施設	50
第3項	電気施設	51
第4項	LPガス施設	51
第5項	通信施設	53
第4項	廃棄物処理体制整備計画	54
第5項	流出油等災害予防計画	55
第6項	地盤災害予防計画	56
第3章	地震災害応急対策計画	58
第1節	応急体制	58
第1項	応急活動体制	58
第1項	初動体制の確立	58
第2項	配備体制の確立	58
第3項	新庄村災害対策連絡室	59
第4項	新庄村警戒本部	60
第5項	新庄村災害対策本部	62
第6項	職員の動員・参集	70
第2項	地震情報の種別と伝達計画	71
第3項	被害情報等の収集伝達計画	73
第4項	災害救助法の適用	78
第5項	広域応援	80
第2節	緊急活動	86
第1項	救助計画	86
第2項	資機材調達計画	87
第3項	救急・医療計画	88

第 1 項	医療体制	88
第 2 項	傷病者搬送	89
第 4 項	避難及び避難所の設置・運営計画	90
第 1 項	避難方法	90
第 2 項	避難所の設置	92
第 5 項	道路啓開	94
第 6 項	交通の確保計画	94
第 7 項	消火活動に関する計画	96
第 8 項	危険物施設等の応急対策計画	98
第 9 項	災害警備活動に関する計画	99
第 10 項	緊急輸送計画	99
第 11 項	救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画	100
第 12 項	ボランティアの受入、調整計画	102
第 3 節	民生安定活動	104
第 1 項	要配慮者支援計画	104
第 2 項	被災者に対する情報伝達広報計画	105
第 1 項	情報伝達体制	105
第 2 項	報道機関への対応	106
第 3 項	風評・パニック防止対策計画	107
第 4 項	食料供給、炊き出し計画	107
第 5 項	飲料水の供給計画	108
第 6 項	生活必需品等調達供給計画	109
第 7 項	遺体の捜索・処理・埋葬計画	110
第 8 項	災害廃棄物等応急処理計画	111
第 9 項	防疫及び保健衛生計画	113
第 1 項	防疫	113
第 2 項	健康管理	114
第 10 項	文教対策計画	114
第 11 項	義援金品等の募集・受付	117
第 4 節	機能確保活動	118
第 1 項	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	118
第 1 項	ガス施設応急対策計画	118
第 2 項	上水道施設応急対策計画	119
第 3 項	電気施設応急対策計画	120
第 4 項	電気通信施設応急対策計画	121
第 5 項	下水道施設応急対策計画	122
第 2 項	住宅応急対策計画	122
第 3 項	公共施設等応急対策計画	129
第 4 章	地震災害復旧・復興計画	130
第 1 節	復旧・復興計画	130
第 1 項	地域の復旧・復興の基本方向の決定	130
第 2 項	被災者等の生活再建等の支援	130

第3項	公共施設等の復旧・復興計画	132
第4項	激甚災害の指定に関する計画	133
第5項	復興本部の設置及び復興計画の策定	134
第1	復興本部の設置	134
第2	復興計画の策定	134
第2節	財政援助等	135
第1項	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	135
第2項	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	137
第3項	義援金品等の配分計画	140

# 第1章 総則

## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新庄村防災会議が作成するものであり、本村の地域に係る防災に関し、村及び村内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）が処理すべき事務または業務の大綱、村民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定める。

こうした防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

なお、大規模災害の場合、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たっては、国、岡山県、村、指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

さらに、国、県が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

### 2 計画の性格

新庄村地域防災計画は、新庄村の防災に関する基本計画で、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」をもって構成するものとし、防災基本計画、岡山県地域防災計画とも十分な調整を図っている。

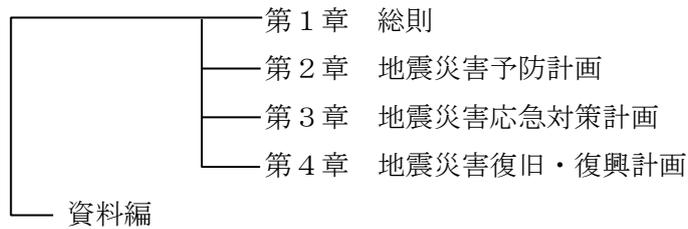
地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本村の地域における地震災害対策を体系化したものであって、「新庄村地域防災計画」のなかの「地震災害対策編」とするものであり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち地震に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果等において必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

### 3 計画の構成

この計画は、「地震災害予防計画」「地震災害応急対策計画」及び「地震災害復旧・復興計画」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

新庄村地域防災計画（地震災害対策編）



## 第2節 防災会議

本計画における防災会議は、「風水害等対策編第3編第1章第1防災会議」に定めるところによる。

## 第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

本計画における防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱は、「風水害等対策編第1編第3章防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱」に定めるところによる。

## 第4節 想定地震と被害想定

本計画で想定する地震について、岡山県の地震被害想定結果である、「岡山県地震・津波被害想定調査 報告書（平成25年7月）」（以下、「地震・津波被害想定結果」と記す）と、「断層型地震の被害想定について」（平成26年3月）の「地震動編」、「想定結果編」等（以下、「断層型地震被害想定結果」と記す）に基づき、以下に示す3つの想定地震を選定するとともに、それら地震により、新庄村で想定される被害について整理して示す。

### 第1項 南海トラフを震源とする地震

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。

西日本では、南海トラフを震源とする大規模地震が、約100～150年の間隔で発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70%程度と、その発生が危惧される場所である。

このため、国の内閣府では、南海トラフを震源とする地震について、発生確率が高いと言われていた東海地震や、東南海、南海地震の震源域に加え、日向灘までを含む広域に連動した地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が検討され、公表された。

その想定結果は、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいふべき大きな人的、経済的被害を被るものとなっている。その被害を最小限とするための対策については、ハード及びソフトの両施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとしている。

岡山県においては、南海トラフ巨大地震に対して、内閣府の被害想定を参考とし、県独自による詳細なデータ等を加味した再評価を行っており、県内のより具体的な被害を算定し、被害の全体像、被害規模を明らかにしている。これらの結果は、住民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料の位置付けとなっており、本村においても、この岡山県の南海トラフ巨大地震の被害想定結果を参考として、防災対策に取り組むものとする。

ただし、想定地震とした南海トラフ巨大地震は、発生確率が極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

#### 1 被害想定的前提条件

岡山県では、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震動及び津波に対する断層モデル・ケースを基本とし、県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられるケースについて、最新のデータ、知見に基づいて設定している。県が設定した主な前提条件を以下に示す。

- 震源域：南海トラフ沿いの駿河湾から日向灘に至る巨大震源域
  - ・地震動用：内閣府4ケースの内、陸域ケース
  - ・津波用：内閣府11ケースの内、ケース①、②、④、⑤、⑥、⑧の組合せ
- 地震規模（モーメントマグニチュード）：Mw=9.0（地震動用）、Mw=9.1（津波用）
- 季節・時間帯：下記3つのケース
- 風速・風向：直近の気象観測点の平均風速及び最多風向（火災被害想定用）
- 堤防機能：以下の2パターン（※津波被害想定用のため、新庄村では関係しない。）
  - ・パターン1（堤防は破壊され機能しない）
  - ・パターン2（堤防は機能するが、越流した場合は破壊され機能しない）

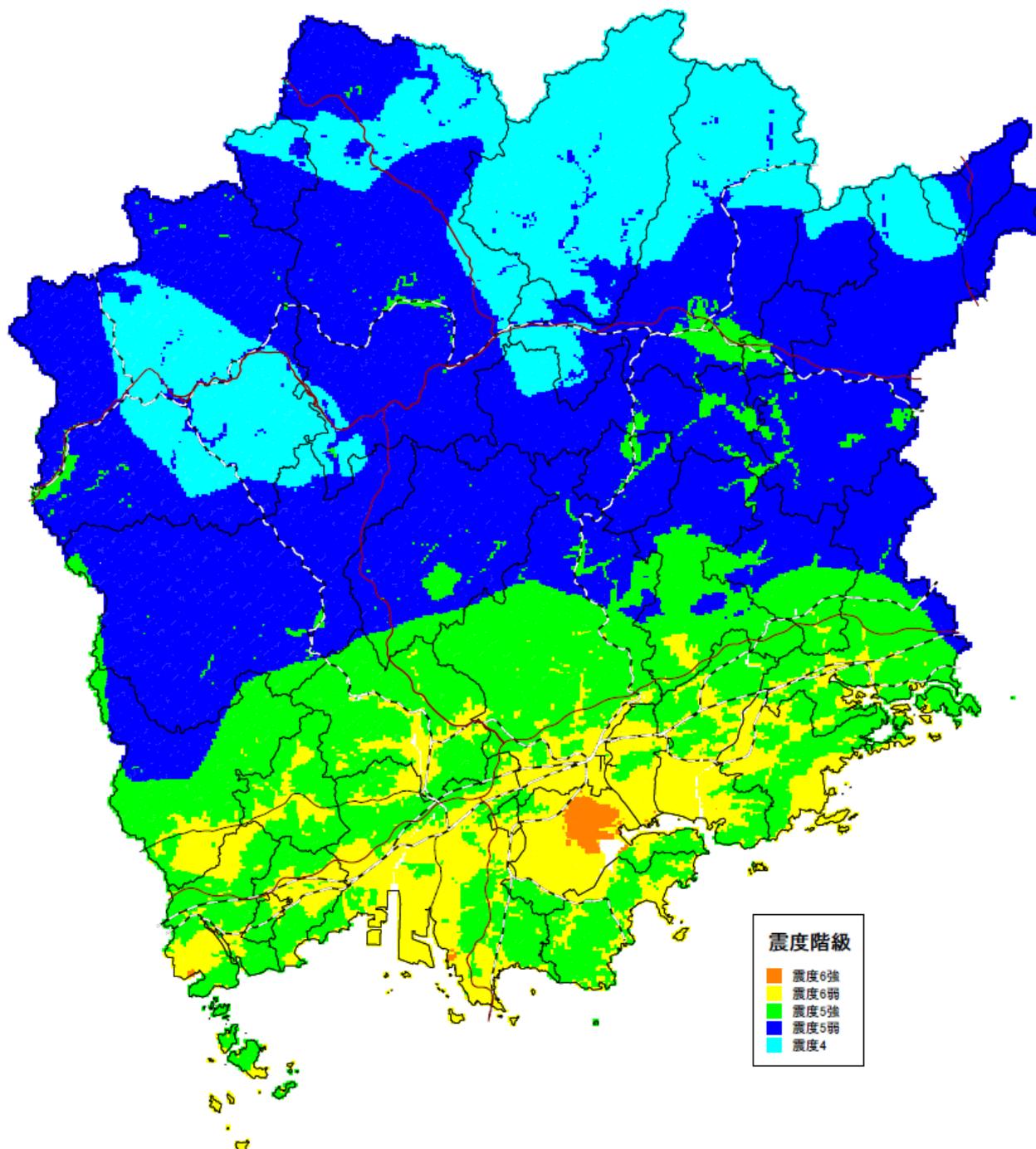
季節・時間帯	想定される被害の特徴（県全体）
① 冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。</li> </ul> <p>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</p>
② 夏 昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①冬深夜と比較して少ない。</li> </ul> <p>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定</p> <p>*海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</p>
③ 冬 夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

## 2 地震動推定結果

岡山県は、地震動推計を250mメッシュ単位で行っており、その結果による震度分布を次ページに示す。南海トラフ巨大地震による新庄村での最大震度は5弱であり、県下最大の震度6強に比べると大きくないことがわかる。ただし、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震による新庄村での震度4の地震動に比べると、より大きな揺れが数分間続く可能性があることから、注意が必要である。

南海トラフ巨大地震による震度

	最大震度	最小震度
新庄村	5弱	4
岡山県全体	6強	4



南海トラフ巨大地震による震度分布図（県地震・津波被害想定結果より抜粋）

### 3 被害想定結果

岡山県による南海トラフ巨大地震の被害想定結果より、最も被害の大きなケースによる新庄村の被害数量を、県全体の数値と比較して以下に示す。なお、県の数量は、津波による堤防等の条件として、より被害の大きいパターン1（揺れ・液状化等により全ての堤防等が破壊されるケース）の結果を示している。

これらの結果より、岡山県では、地震動が大きく、津波による被害も想定される南部を中心として、大きな被害の発生が想定されるものの、新庄村においては、発災直後にライフライン関係がやや途絶する程度で、建物・人的被害等はほとんど発生しないと考えられる。

南海トラフ巨大地震による被害想定結果数量一覧

被害項目		新庄村	岡山県全体	備考
建物被害	全壊棟数 (※1)	0	14,764	
	半壊棟数 (※1)	0	135,361	大規模半壊含む
	焼失棟数	0	3,901	県は、冬18時
人的被害	死者数 (※2)	0	3,111	県は、冬深夜
	負傷者数 (※2)	0	11,745	
断水人口	直後 (断水率)	45 (4.7%)	933,237 (48.0%)	
	1日後 (断水率)	36 (3.8%)	525,381 (27.0%)	
	1週間後 (断水率)	0 (0.0%)	283,227 (14.6%)	
	1ヶ月後 (断水率)	0 (0.0%)	13,841 (0.7%)	
下水道機能支障	当日 (支障率)	86 (11.3%)	1,017,207 (85.3%)	
	1日後 (支障率)	10 (1.3%)	401,770 (33.7%)	
	1週間後 (支障率)	0 (0.0%)	398,518 (33.4%)	
	1ヶ月後 (支障率)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
停電軒数	直後 (停電率)	85 (11.3%)	905,893 (77.9%)	冬18時
	1日後 (停電率)	0 (0.0%)	22,582 (1.9%)	
	1ヶ月後 (停電率)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
通信不通回線数	直後 (不通率)	- (-%)	345,713 (77.9%)	(被害想定は、 県全体のみ)
	1日後 (不通率)	- (-%)	8,233 (1.9%)	
	1週間後 (不通率)	- (-%)	4,437 (1.0%)	
	1ヶ月後 (不通率)	- (-%)	0 (0.0%)	
全避難者数	当日・1日後	0	342,177	県は、冬18時
	1週間後	0	170,410	
	1ヶ月後	0	116,033	
帰宅困難者数	新しい手法	24	133,882	
震災廃棄物量	体積 [万m <sup>3</sup> ]	0	180	冬18時

※1 建物被害の全壊・半壊棟数は、揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波による合計を示す。

※2 人的被害の死者・負傷者数は、建物倒壊、急傾斜地崩壊、津波、火災、屋外転倒物・落下物による合計を示す。

## 第2項 活断層を震源とする地震

県内に大きな被害をもたらす可能性のある地震については、発生確率は低いものの、活断層の活動に起因する地震（以下、「活断層型地震」と記す）も想定されることから、岡山県では、県周辺域の活断層の情報に基づき、12地震を選定し、地震動予測を行うとともに、特に県内に影響が大きいと考えられる7地震の被害想定を行っている。

本計画では、上記に関する岡山県の断層型地震被害想定結果に基づき、新庄村に影響が大きいと考えられる2つの地震を想定地震として、その被害想定結果を示す。

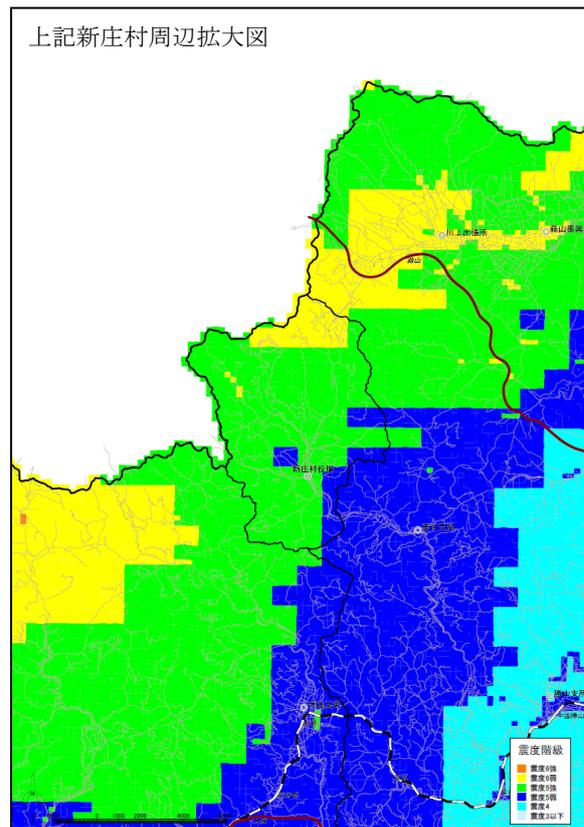
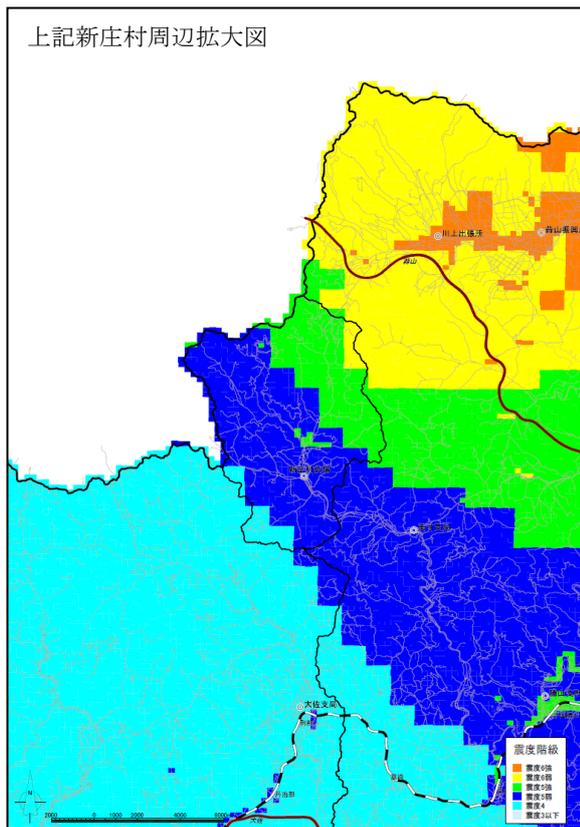
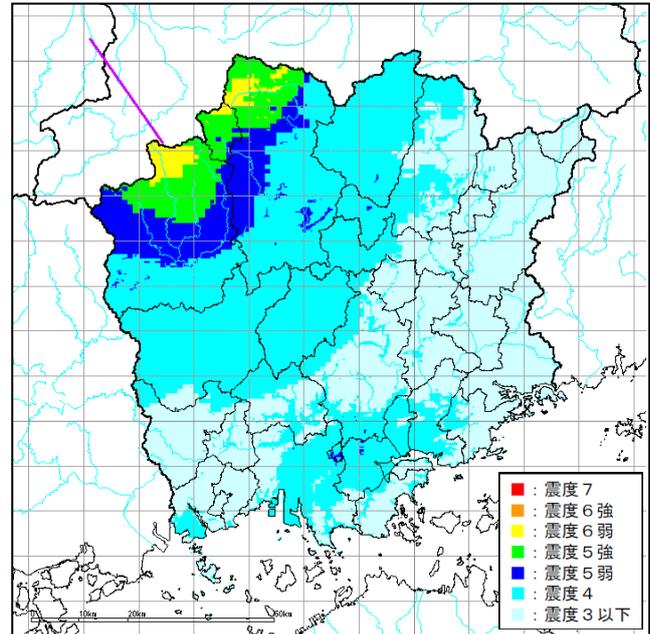
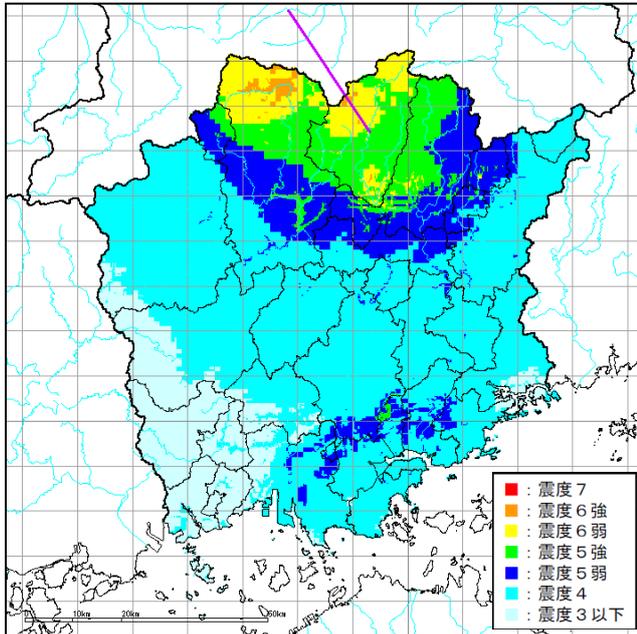
### 1 想定地震

岡山県による想定地震は、以下に分布を示す12地震である。それらの内、新庄村に近く、他に比べて村への影響が大きくなると考えられる地震は、「大立断層・田代峠－布江断層の地震」、「鳥取県西部地震」であり、これら2つの地震を想定地震とした。



新庄村想定地震（活断層型地震）による震度

	新庄村		岡山県全体	
	最大震度	最小震度	最大震度	最小震度
大立断層・田代峠－布江断層の地震	6弱	4	6強	3以下
鳥取県西部地震	6弱	5弱	6強	3以下
参考) 倉吉南方の推定断層の地震	5強	4	6強	3以下



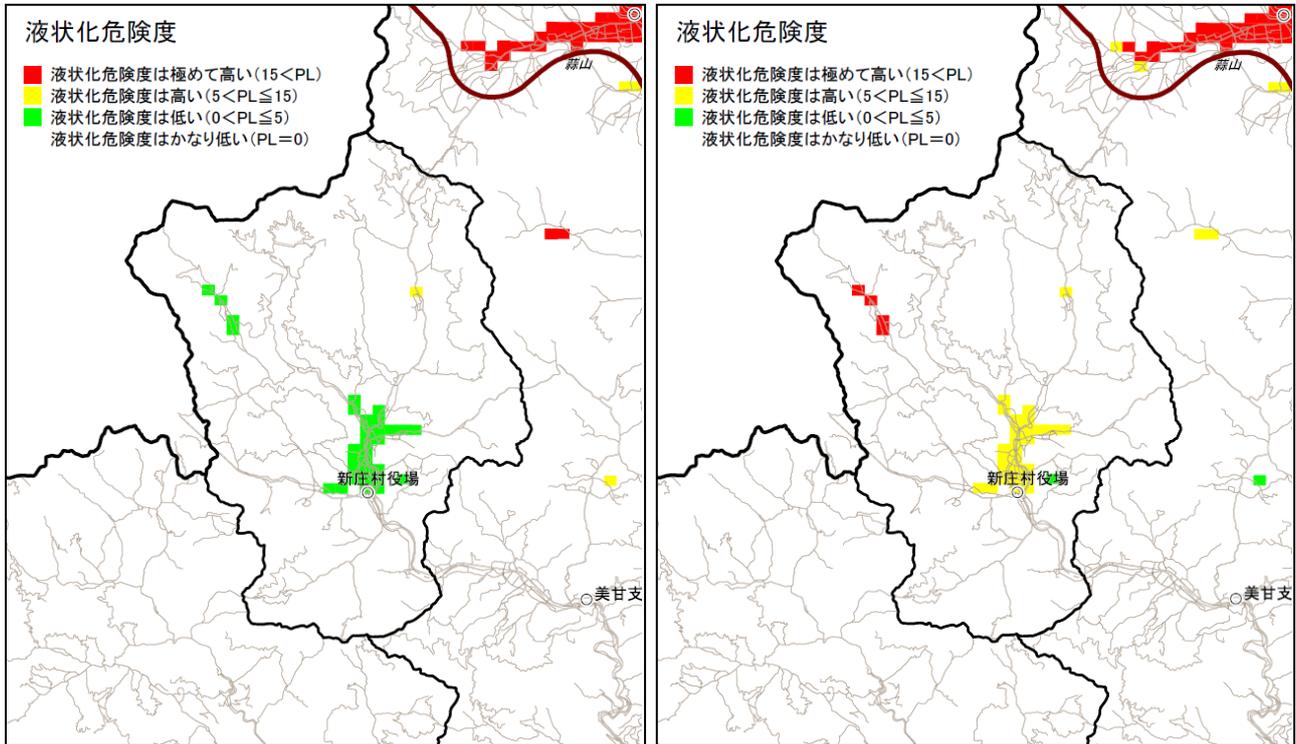
大立断層・田代峠－布江断層の地震

鳥取県西部地震

新庄村想定地震（活断層型地震）による震度分布図（県被害想定結果より抜粋）

#### 4 液状化危険度

岡山県による液状化危険度の推定結果について、以下に示す。想定地震による液状化危険度は、村役場から北側の新庄川沿い平地部でやや危険性のある結果となっている。特に、地震動がより大きい鳥取県西部地震では、液状化危険度が高い分類となっており、大きな地震動が発生した場合には、液状化被害の可能性も想定される。



大立断層・田代峠－布江断層の地震

鳥取県西部地震

新庄村想定地震（活断層型地震）による液状化危険度分布図（県断層型地震被害想定結果より抜粋）

#### 5 被害想定結果

岡山県による活断層型地震の被害想定結果より、新庄村の被害数量を以下に示す。新庄村における建物や人的被害は、鳥取県西部地震で建物被害が若干数あるだけであり、大きな被害とはならないことがわかる。また、ライフライン関係については、発災直後から数日の間、やや途絶があるものの、数日から1週間ではほぼ復旧完了するレベルであり、大きな混乱を招くような事態とはならないことが予想される。

ただし、現在確認されている活断層に基づいた想定地震からは大きな被害が想定されない結果であったとしても、過去の新潟県中越地震（平成16年）や能登半島地震（平成19年）、直近での鳥取県中部地震（平成28年）のように、未知の断層の活動による地震も考えられる。このため、内閣府中央防災会議においては、「全国どこでも起こりうる直下の地震」（気象庁マグニチュード $M_j=7.1$ 、モーメントマグニチュード $M_w=6.8$ 相当）を防災上考慮する必要があることを示している。新庄村では、既往の成果である新庄村地震ハザードマップ（平成22年3月）において、村直下にマグニチュード6クラスの地震を想定し、地震動を推定しており、村中心部では震度6弱の揺れが推定されている。東日本大震災以降、想定する地震規模が上記の通り大きくなったことも踏まえ、震度6弱から6強レベルの地震動による被害についても考慮が必要である。この場合、例えば建物被害について

は全体の2～5割程度が想定され、人的被害も少なからず発生が予想されることから、計画・対策上、十分考慮することが必要となる。

新庄村想定地震（活断層型地震）による被害想定結果数量一覧

被害項目		大立断層・田代峠 －布江断層の地震	鳥取県西部地震	備考
建物被害	全壊棟数	0	0	
	半壊棟数	0	10	大規模半壊含む
	焼失棟数	0	0	
人的被害	死者数	0	0	
	負傷者数	0	0	
断水人口	直後（断水率）	68（7.1%）	403（42.1%）	
	1日後（断水率）	50（5.2%）	210（22.0%）	
	1週間後（断水率）	0（0.0%）	105（11.0%）	
	1ヶ月後（断水率）	0（0.0%）	0（0.0%）	
下水道機能支障	当日（支障率）	242（32.0%）	355（47.0%）	
	1日後（支障率）	12（1.6%）	23（3.1%）	
	1週間後（支障率）	0（0.0%）	23（3.1%）	
	1ヶ月後（支障率）	0（0.0%）	0（0.0%）	
停電	直後（停電率）	241（32.0%）	355（47.0%）	
	1日後（停電率）	0（0.0%）	0（0.0%）	
通信不通 回線数（※）	直後（不通率）	29,658（6.7%）	6,698（1.5%）	※県全体の数値を示す
	1日後（不通率）	366（0.1%）	15（0.0%）	
	1週間後（不通率）	0（0.0%）	0（0.0%）	
全避難者数	当日・1日後	0	3	季節・時間帯による全3ケースとも同数
	1週間後	0	30	
	1ヶ月後	0	3	
震災廃棄物量	体積〔万m <sup>3</sup> 〕	0	0	

※焼失棟数、人的被害、震災廃棄物量は、季節・時間帯によるケースで異なるが、被害数量が0のため、示していない。

## 第5節 地震災害対策の基本方針

本村に影響が大きいと考えられる想定地震として、「南海トラフ巨大地震」、「大立断層・田代峠―布江断層の地震」、「鳥取県西部地震」を選定し、それら被害想定を整理した結果、村での被害はそれほど大きなものではないことがわかる。ただし、内閣府中央防災会議によって考慮することが示されている、「全国どこでも起こりうる直下の地震」（気象庁マグニチュード7.1）を想定すると、村においても震度6弱から6強の地震動が想定され、かなりの被害が予想される。

今後、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の被害想定を実施し、それら数量に基づいた対策の推進が必要となる。このような発生確率の低い大規模地震に対しては、命を守るためのハード対策と合わせて、減災の考え方に基づいたソフト対策を有効に組合せ、取り組みを着実に推進することが重要となる。そのため、行政や関係機関、企業、地域、住民等が、それぞれの果たすべき役割を踏まえ、着実にその対策を推進しつつ、連携・協力して、対策に万全を期する取り組みが必要である。また、東日本大震災での教訓でもある、自らができることを確実に行う「自助」、地域全体で助け合う「共助」の取り組みを強化し、例えば、家庭や地域・企業等での備蓄の促進や住宅・建築物の耐震改修促進等、日常からの取り組みを含めた着実な対策推進を目指す。

なお、南海トラフ巨大地震発生時には、広域での大規模災害が想定されるものの、新庄村では大きな被害が想定されていないことから、他被災自治体の支援の役割を担うことも重要となる。村自身の対策推進と並行して、被災自治体への円滑な支援を実現するため、支援内容・時期・方法等について、事前より検討・準備を進め、連携体制を構築していく取り組みの推進に努める。

## 第6節 地震災害に関する調査研究

村は、県と協力して防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、南海トラフ地震に関する都府県連絡会、南海トラフ地震防災対策推進地域連絡協議会などを活用し、他の防災関係機関等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

## 第2章 地震災害予防計画

### 第1節 自立型の防災活動の促進

#### 第1項 防災知識の普及啓発計画

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を住民一人ひとりが持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県、公共機関、村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

特に本村では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るための自助、お互いに助け合う共助の大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

実施機関	総務企画課・産業建設課・住民・事業者・防災関係機関
------	---------------------------

#### 1 実施主体

[村]

ア 村は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 村は、最新の知見に基づく地震の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

ウ 村は、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路を指定し、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

エ 村は、防災知識の普及・啓発活動を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

オ 村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

カ 村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

#### [住民]

住民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等についての家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加を通じ、地域の防災力向上に努める。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

#### [住民及び事業者]

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行う。

なお、村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 2 家庭・地域の普及対策

ア 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、行政区等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 村は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

- ・住宅の耐震化、最低3日間（できれば1週間）分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動
- ・警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者避難開始の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法

#### ウ 地震保険

村は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

## 3 事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災意識の高揚を図る。

ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

- イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
  - ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
  - エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。
- 4 不特定多数が利用する施設の普及対策
- 不特定多数の者が利用する施設（学校、診療所、各種福祉施設等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。
- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
  - イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
  - ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。
- 5 緊急地震速報の普及・啓発
- 村は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 6 公的機関等の業務継続性の確保
- 村の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努める。

## 第2項 防災教育の推進計画

防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する必要がある。

そのため、災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

実施機関	総務企画課・教育委員会・公立各学校管理者
------	----------------------

### 1 実施主体

[村]

村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施する。

さらに、県の支援・協力を得ながら、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多

様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

[公立各学校管理者]

公立各学校管理者は、村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

2 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

3 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

村は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

村は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

4 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

### 第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要であることから若手消防団員の確保等、積極的な取組みを支援する。

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

#### ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 避難行動要支援者の把握

#### イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 避難行動要支援者の支援
- (キ) 避難所運営

実施機関	総務企画課・真庭市消防本部・自主防災組織・事業所・消防団
------	------------------------------

#### 1 実施主体

[村]

村は、平常時から地域コミュニティの再生を図り、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

#### 2 地域の自主防災組織

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地区の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ 各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

#### 3 事業所等の防災組織

事業所等は、平常時から地方公共団体の防災関係部署や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの事業所等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

事業所等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

#### 4 消防団の充実・活性化

村は、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、若手消防団員の確保等が困難な地域を把握し、県の開催する研修会や出前講座を積極的に活用するなど、その活動を支援する。

### 第4項 防災ボランティア養成等計画

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進めるうえで、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

そのため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の活用を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・社会福祉協議会
------	---------------------

#### 1 ボランティアの養成・登録

災害発生時、村が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、県と連携し、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

#### 2 ネットワーク化の推進

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

## 第5項 住民、地域、事業所等の防災訓練計画及び参加

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。

そのため、災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、村は、県と連携し、自衛隊等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努める。

実施機関	総務企画課・教育委員会・産業建設課・真庭市消防本部・自主防災組織・事業所
------	--------------------------------------

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 1 訓練計画の策定

ア 村は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

イ 住民、地域、事業所等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

### 2 自主防災組織の防災訓練

#### ア 防災訓練項目

##### (ア) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

##### (イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

##### (ウ) 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

##### (エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

##### (オ) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

#### イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

(ア) 村又は近隣市町村が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

(イ) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

### 3 ボランティア団体等との連携

村は、防災訓練を実施する際は、村社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

## 第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した地域の防災活動の拠点となる施設の整備を進める。

実施機関	総務企画課・産業建設課・消防団
------	-----------------

### 1 活動施設の整備

村は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、消防団機庫との連携をとりながら、避難所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 避難所等に対しては、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図る。

## 第7項 要配慮者等の安全確保計画

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者や在宅生活を送っている一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯などの家族による援助を受けにくい者の中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。

村は、要配慮者の状況や特性を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者に速やかな支援を行うのための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実

に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・産業建設課・社会福祉施設・要配慮者を雇用する事業所・住民
------	--

## 1 要配慮者等の安全確保計画

### (1) 避難行動要支援者名簿の活用

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や、迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

#### ア 避難支援等関係者となるもの

- ・消防団
- ・真庭市消防本部
- ・県警察
- ・民生委員児童委員
- ・新庄村社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・行政区 等

#### イ 名簿に登載するものの範囲（居宅生活者に限る）

- ・高齢者のみの世帯
- ・障がい等により避難行動に支援が必要な方

#### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。要配慮者の次のような詳細情報を、日頃から把握しておく。

- ・居住地、自宅の電話番号
- ・家族構成
- ・保健福祉サービスの提供状況
- ・外国語による情報提供の必要性
- ・視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
- ・近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

#### エ 名簿の更新に関する事項

村は、整備した避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の10に基づき更新する。

#### オ 名簿情報漏えい防止措置

村は、情報の漏えい防止に努め、提供する場合は覚書を交わすものとする。

カ 要配慮者が円滑に避難の立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村は、音声告知放送・ケーブルテレビジョン等により、わかりやすく、早めの広報等により要配慮者へ避難を促すものとする。

キ 避難支援者の安全確保

村は、日頃から避難支援者に対して研修等により避難支援者の安全確保についての啓発等に努める。

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその要配慮者の安否を連絡できるよう、村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

## (2) 福祉避難所の確保

村は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、現在福祉避難所として指定している「メルヘンの里ふれあいセンター」の収容人数が不足する場合は、新たに福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、村は、公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、村は、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等について要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

### (福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

### (福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

## (3) 防災知識の普及

村は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行うよう努

める。

さらに、村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

要配慮者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

#### (4) 生活の支援等

村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・行政区、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、災害時の要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

ア 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

カ 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

キ 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

ク 避難所等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルの作成に努める。特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

## 第8項 緊急物資等の確保計画

### 1 物資の備蓄・調達

村は、県と連携し、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

### 2 体制の整備

村は、県と連携し、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等に鑑み、村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

## 第1 食料の確保

被災当初における円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、公的備蓄、市町村等との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等との協力体制を整備する等により、村の調達体制を整備する。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・住民・事業所・自主防災組織
------	---------------------------

村は、災害が発生した場合、緊急に必要なとする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 村内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 住民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

住民・事業所等は、最低3日間（できれば1週間）分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとするとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等

による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

## 第2 飲料水の確保

村は、管内の地域において想定断水人口に基づき給水計画を立て、住民への飲料水が確保できるよう努めるものとし、発災からの日数に応じて以下の水量を基準とする。

地震発生からの日数	目標水量
地震発生～3日まで	3 L／人・日
10日まで	20 L／人・日
21日まで	100 L／人・日
28日まで	被災前給水量（約 250 L／人・日）

また、住民・事業所等に対して飲料水の個人備蓄を勧奨する。

実施機関	総務企画課・産業建設課・住民・事業所・自主防災組織
------	---------------------------

村は、以下について実施するものとする。

- ア 水道復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含め、以下の事項の検討・整備を進めるとともに、応急給水マニュアルの作成に努める。
  - 以下の事項について検討する。
    - (ア) 臨時給水所設置場所の事前指定
    - (イ) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
    - (ウ) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
    - (エ) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
    - (オ) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
    - (カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備
- ウ 協定の新規締結又は既存の協定の内容を充実するよう努めるとともに、ろ過機等の整備を検討する。
- エ 住民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。
 

住民・事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の最低3日間（できれば1週間）分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

### 第3 生活必需品の確保

平常時から村及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要があるため、震災発生時に必要な物品については、個人で確保できるよう努めることとするが、個人で対応できない場合には、村・県が特定の生活必需品について確保し、給与できる体制を整備する。

実施機関	総務企画課・産業建設課・住民・事業所・自主防災組織
------	---------------------------

村は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項の検討を進め、備蓄・調達計画の策定に努める。

- ア 村が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- ウ 特定物資の調達体制
- エ 緊急物資の集積場所
- オ 村が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
- カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、診療所、社会福祉施設、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

### 第4 個人備蓄

住民・事業所等は、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

村は広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

実施機関	総務企画課・住民・事業所・自主防災組織
------	---------------------

#### 1 個人備蓄

##### (1) 食料・飲料水、生活必需品の備蓄

第1節 第8項 第1 食料の確保、第2 飲料水の確保、第3 生活必需品の確保を参照

##### (2) 個人備蓄の意識啓発

村は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え

### 第1項 災害応急体制整備計画

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保の困難性が予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

そのため、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、二度にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課・真庭市消防本部・消防団・防災関係機関
------	--------------------------------

#### 1 村及び防災関係機関の体制整備

村及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる非常体制等について必要な整備を図るものとする。また、迅速な災害対応や体制の移行等に備えるため、初動体制の整備に努める。

##### ア 非常体制（災害対策本部）

村で震度6弱以上の地震が観測されたときは、非常体制とし、災害対策本部を設置する。

##### イ 警戒体制（警戒本部）

村で震度5弱あるいは5強の地震が観測されたときは、警戒体制とし、警戒本部を設置する。

##### ウ 注意体制（災害対策連絡室）

村で震度4の地震が観測されたときは、注意体制とし、災害対策連絡室を設置する。

なお、配備体制及び配備基準等の詳細は、「第3章 第1節 応急体制」を参照。

#### 2 防災関係機関相互の連携

ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては

状況が刻々と変改していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から県、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、村は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

イ 村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、必要な準備を整えておく。

ウ 村は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

エ 村は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

カ 村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

キ 村は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

ク 村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

ケ 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

コ 村は、県が実施する住宅被害調査の担当者のための研修機会に積極的に参加し、災害時の家屋被害認定の住宅被害調査の迅速化を図る。

### 3 訓練の実施及び対応計画の作成

村は、防災機関と連携して災害時の応急活動に関するマニュアルの作成に努め、要員に周知するとともに、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施を行い、非常参集体制の充実に努める。

また、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材等を投入し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

### 4 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応ため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

## 第2項 情報の収集連絡体制整備計画

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図る。村内においては、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

実施機関	総務企画課
------	-------

#### 1 災害時の通信手段の確保

##### (1) 村の通信手段の整備

村は、住民等への情報伝達手段として、現在整備されている光ファイバー網を活用した防災情報ステーションに加え、音声告知放送・ケーブルテレビジョン等による新庄村防災情報伝達システムの整備を進め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(ア) 非常災害時に、村（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や診療所、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる体制の整備を図る。

(イ) 住民への情報の伝達手段として音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の活用を図る。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、非常時の連絡手段の確保に努める。なお、防災関係機関は、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

##### (2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「地方通信ルート（村と県を結ぶルート）」を策定している。村では真庭警察署新

庄駐在所から警察の自営通信システムの利用、または真庭市消防本部美新分署からの消防の自営通信システムの利用を行うものとしている。

これらのルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。

## 2 災害対策本部の情報収集連絡体制

### (1) 地震情報の連絡

村は、J-A-L-E-R-Tにより受信した緊急地震速報を音声告知放送・ケーブルテレビジョン等による住民等への伝達を推進する。

#### ※全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T（ジェイ・アラート））

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市の音声告知放送システム等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

### (2) 災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

イ 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

(ア) 人命にかかる被害、医療機関等の状況

(イ) 道路の状況

(ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の状況

(エ) 被害規模状況の把握のための情報

ウ 被害情報の伝達は、村から県民局を経由することを原則とするが、村は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

### (3) 応急対策時の情報収集・連絡

ア 災害対応が応急対策の業務に移った時点以降においては、県、村及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ 被害情報については、各班からの報告を本部が取りまとめ、県に連絡する。

## 第3項 救助、救急、医療体制整備計画

### 第1 救助

村は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・真庭市消防本部
------	---------------------

## 1 救助

### (1) 組織体制の整備

村は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

さらに、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルの作成に努める。

### (2) 住民等による救助活動のための条件整備

村は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及と訓練を行う。

## 第2 傷病者搬送

県災害医療本部及び地域災害医療本部と連携を図り災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに、緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の確保に協力する。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・真庭市消防本部・真庭市医師会・医療機関
------	---------------------------------

## 1 傷病者搬送

### (1) 組織体制の整備

村は、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等について、真庭市消防本部美新分署との連携を密にし、効果的な搬送体制の確立に努める。

### (2) 災害・救急医療情報システムの運用

村は、県、真庭市消防本部（美新分署）、真庭市医師会及び各医療機関と連携し広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するのに必要な情報を提供できる災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

### (3) ヘリコプターによる搬送

村は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の指定に努める。

## 第3 医療体制

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・真庭市消防本部・真庭市医師会・医療機関
------	---------------------------------

### 1 医療体制

#### (1) 組織・体制の整備

村は、災害時に各医療機関における適切な医療活動の実施、救護所の設置、医療救護班の編成ができるよう、村内の医療機関、真庭市消防本部（美新分署）、真庭市医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、村内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

#### (2) 災害・救急医療情報システムの運用

村は、村内の医療機関、真庭市消防本部（美新分署）、真庭市医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化する。

医療機関は、災害・救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。

#### (3) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策に実施に努める。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- ウ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- エ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

名称	配置	病院	機能	整備
基幹災害拠点病院	県下で1病院	岡山赤十字病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度の診療機能</li> <li>・ 広域搬送の対応機能</li> <li>・ DMAT等の受入れ機能</li> <li>・ DMAT派遣機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置</li> <li>・ 受水槽・衛星電話・ヘリポート</li> <li>・ DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両</li> <li>・ 研修スペース（基幹災害拠点病院のみ）</li> </ul>
地域災害拠点病院	二次医療圏で1病院以上	県内8病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急用資機材貸出し機能</li> <li>・ 研修機能（基幹災害拠点病院のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修スペース（基幹災害拠点病院のみ）</li> </ul>

#### (4) 一般住民への災害医療の普及・啓発

村は、県、真庭市消防本部美新分署及び日本赤十字社岡山県支部と連携し、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行う。

また、併せて道の駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

## 第4 医薬品等の確保

救急医薬品、医療用血液等については、あらかじめ調達先を決め、それによって医薬品等の確保を行うこととなっているため、救急医薬品等については、流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保するものとするを基本とする。

医療用血液については備蓄が困難なため、的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・真庭市医師会・医療機関
------	-------------------------

1 医薬品等の確保

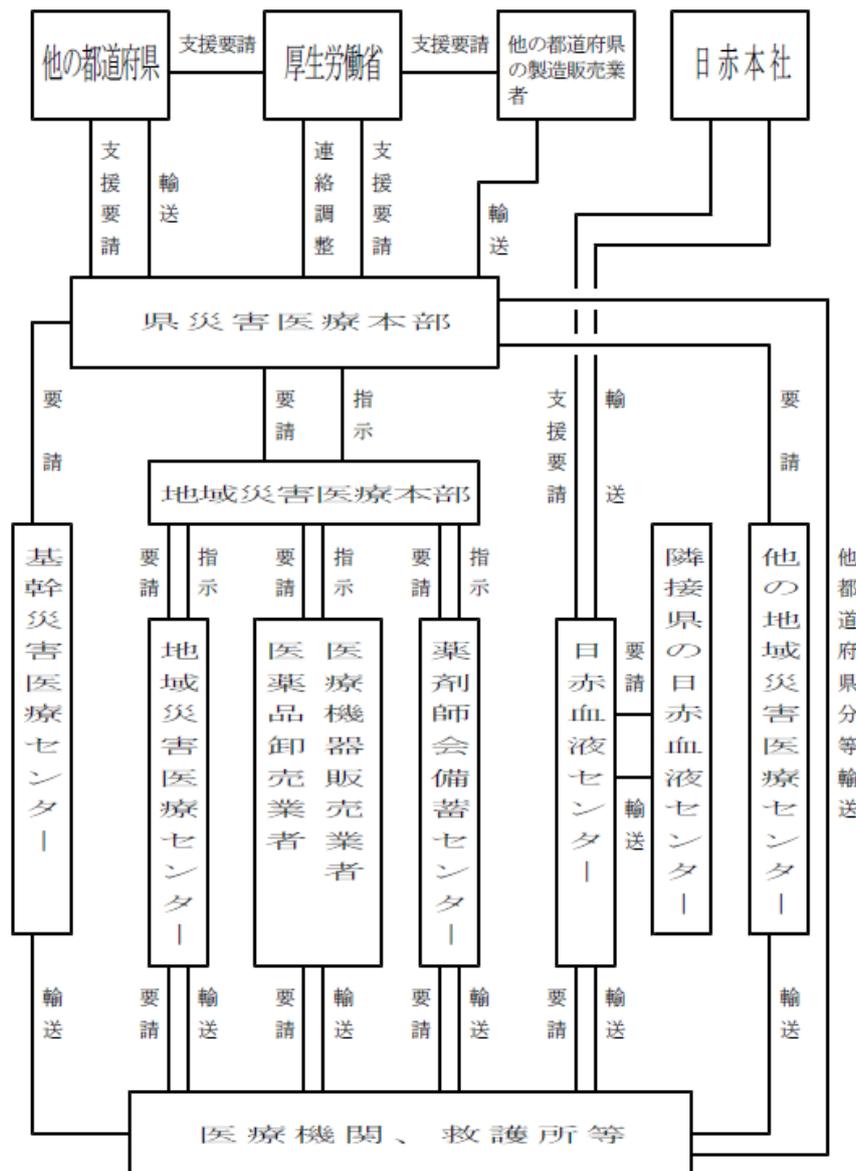
(1) 救急医薬品等の確保

村は、災害時を想定した医薬品の備蓄を進めるとともに、村内各医療機関及び真庭市医師会、薬局等に対し、医薬品等の備蓄等に努めるよう要請する。

〈必要な医薬品等の種類〉

- ・災害後1～2日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害後3日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

救急医薬品等の確保供給体制



## 第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

村は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内を表示する標識等の設置に取り組む。また、国、県及び市は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

### 第1 指定緊急避難場所の整備等

村は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進するものとする。

#### 1 指定緊急避難場所の指定と周知

村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、必要な数、規模の避難地を選定し、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、日頃から住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の指定に際しては、被災が想定されない安全区域内及び二次災害のおそれのない場所に立地する施設・オープンスペース又は安全区域外に立地する場合でも災害に対して安全な構造を有する施設で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。

また、指定緊急避難場所は、災害種別によって異なる指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

#### 2 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう避難地出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

### 第2 避難路の整備

#### 1 避難路の指定

村は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

## 2 避難路の整備

道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等の表示を各所にわかりやすく表示し、避難地への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

## 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

### 第1 避難方法

地震発生時には、火災や崖崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、あらかじめ避難経路について複数ルートを確認しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

実施機関	総務企画課・教育委員会・住民福祉課・行政区・施設管理者
------	-----------------------------

村は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

#### 1 避難方法

##### (1) 避難計画

村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画の作成に努め、地域住民、指定緊急避難場所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防団員、水防団員、警察官、村職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

さらに、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所、指定避難所を近隣市町村に設ける。

さらに、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と村の連絡・連携体制の構築に努める。

行政区等においては、平常時から自主防災組織を主体として、避難計画を自主的に検討するとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の避難支援方法等を具体化する取り組みに努める。

道の駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認

の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル等の策定にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

## (2) 避難訓練の実施

村は、発災時の避難誘導に係る計画の作成に努めるとともに、計画を推進する上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地域住民は、村等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

道の駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導マニュアル等の作成に努めるとともに、マニュアルを活用した避難誘導訓練の実施に努める。

## 第2 指定避難所の設置

村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

実施機関	総務企画課・教育委員会・行政区・施設管理者
------	-----------------------

### 1 避難所の設置

#### (1) 避難所予定施設の事前指定・周知

村は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、それぞれ役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努めるものとする。また、建物の被災を未然に防止するため、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修

の状況等を把握し、特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

また、村は、現在一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、「メルヘンの里ふれあいセンター」を福祉避難所として指定している。

#### (2) 指定避難所の施設設備の整備及び生活物資等の確保

村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、燃料、携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

また、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所や福祉避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

なお、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。

村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

また、西日本電信電話株式会社岡山支店と締結した「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」を速やかに履行し、避難所特設公衆電話の設置を図る。

#### (4) 避難所開設マニュアルの策定

村は、災害時における避難所開設手続について、次の事項等を内容とするマニュアルの策定に努めるとともに、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。

- ア 避難所の開設・管理責任者、体制
- イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法
- ウ 本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務

### 第3 運営体制

指定避難所の運営に当たっては、平常時から防災・福祉・保健衛生課や指定を受けた学校等、施設の管理者、行政区・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

そのため、あらかじめ避難所運営マニュアルの作成に努め、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて適切な対応を行う。なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復することから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民

間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

実施機関	総務企画課・住民福祉課・行政区・施設管理者
------	-----------------------

## 1 運営体制

### (1) 行政側の管理伝達体制

村は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルにあらかじめ定めておくよう努める。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

### (2) 避難者の自治体制

村は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や行政区、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」の作成に努めるとともに、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

- ア 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- ウ 避難所のレイアウトに係る事項
- エ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- オ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- カ その他避難所生活に必要な事項
- キ 平常体制復帰のための対策
  - (ア) 事前周知、自治組織との連携
  - (イ) 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
  - (ウ) 避難所の統合・廃止の基準・手続等

なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

### (3) 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、村や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

## 第6項 災害救助用資機材の確保計画

村は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、行政区の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

村は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努めるものとする。

## 第7項 建設用資機材の備蓄計画

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」等を活用し、支援を要請することとし、村においては、水防倉庫及び消防団機庫において初期活動に必要な最小限の資機材の備蓄に努める。

実施機関	産業建設課・総務企画課
------	-------------

### 1 備蓄

村においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定にあたっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

### 2 調達

村においては、村内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。

## 第8項 地域防災活動拠点整備計画

村は、県と連携し、防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。また、その整備にあたっては、「道の駅」の有用性を検討するとともに、防災拠点化を行うべきものについては、必要な防災設備の整備等に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課
------	-------------

村は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- ア 物資等の集積基地
- イ 救急、救援の活動基地
- ウ 災害ボランティア等の受入れ施設
- エ ヘリポート施設

## 第9項 緊急輸送活動計画

村は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路等）及び輸送拠点（道の駅等）・集積拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

実施機関	総務企画課・産業建設課・道路管理者・指定公共機関・施設管理者
------	--------------------------------

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

### 1 拠点施設の耐震化

緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設（メルヘンの里ふれあいセンターのヘリポート）及び輸送拠点（メルヘンの里新庄）及び防災拠点施設（新庄村役場）については、特に耐震性の確保に配慮する。

### 2 道路啓開の迅速化

道路管理者は、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の活用や、（一社）岡山県建設業協会など関係団体や事業所との間に新たに応援協定等を締結するなどし、障害物の除去や応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

### 3 陸路以外の緊急輸送手段の確保

村は、県と連携し、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

- ア 施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。
- イ これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。
- ウ 臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

### 4 その他環境整備等

村は、県と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

## 第10項 消防等防災業務施設整備計画

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならないため、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

実施機関	総務企画課
------	-------

村は、災害時の応急活動のために、真庭市消防本部美新分署、真庭警察署、県等への支援要請を迅速に実施するため、平常時より連携を図ることとする。

## 第11項 広域的応援体制整備計画

大規模災害を想定した広域の応援体制として、同時被災しない遠隔地など広域的な相互応援協定の締結に努めるとともに、この広域応援が円滑に行えるよう相互交流や受援計画の策定など、必要な準備に向けた検討を行う。

実施機関	全課・防災関係機関
------	-----------

### 1 応援体制

#### (1) 応援要請の判断

応援要請は村長が判断をすることを原則とする。

#### (2) 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

##### ア 県内相互応援

村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

(ア) 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。

(イ) 鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の活用を図る。

(ウ) 村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

##### イ 県外からの応援

(ア) 村長は知事に県外からの応援を要請する。

(イ) 鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の活用を図る。

##### ウ 自衛隊の派遣要請

(ア) 村長は知事に自衛隊の派遣を要請する。

### (3) 応援の受入体制

村及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、地域防災計画に受援計画を位置付けるよう努め、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 自治体応援の受入れは、村又は県が行う。

イ 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

警察…警察災害派遣隊等

消防…緊急消防援助隊等

ウ 自衛隊の受入れは、基本的には村とするが、状況によって、県が応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

## 2 広域支援体制の確立

村は、県と連携し、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(1) 災害の発生により、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他自治体と広域支援体制の確立に努める。

## 第12項 行政機関防災訓練計画

地震災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、村は、県、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びボランティア団体等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、住民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、村等の防災体制等の改善を行う。

実施機関	全課
------	----

### 1 防災訓練

#### (1) 総合防災訓練

大規模な地震災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

下記の機関の一部または全部の参加により実施する。

・村、県、警察、消防機関、自衛隊

- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・ 医療、看護等の関係団体
- ・ 消防団、行政区、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

#### イ 訓練項目

- ・ 防災意識の高揚
- ・ 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- ・ 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ・ 防災関係機関による応急対策訓練
- ・ 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- ・ ライフライン等の確保訓練
- ・ 避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- ・ 災害対策本部訓練
- ・ 広域応援要請訓練

#### ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、地域防災計画・マニュアル等を見直し防災体制の改善に反映させる。

#### (2) 図上防災訓練

大規模な地震災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当課相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ・ 災害情報収集及び伝達訓練
- ・ 災害ボランティア対応訓練

#### (3) 広域的防災訓練

村は、県に協力し、災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート県等と、又は広域的に、次の防災訓練を実施する。

- ・ 支援要請訓練
- ・ 情報連絡訓練
- ・ 応援隊等の応援・受援訓練
- ・ 広域支援本部設置・運営訓練
- ・ 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

#### (4) 気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報等に関する情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

#### (5) 配備訓練

緊急初動班員の配備及び情報収集・伝達等の訓練を行う。

#### (6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。

## 第13項 村等の業務継続性の確保

災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、災害対応その他の業務が適切に実施

できるよう、業務継続計画を策定する。

実施機関	全課・防災関係機関
------	-----------

村、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

## 第3節 地震に強いまちづくり

### 第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

しかし、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくく、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定レベルに食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

また、村は県が作成する地震防災緊急事業五カ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、村土の安全性向上に努める。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等を策定し、数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

実施機関	産業建設課・総務企画課・真庭市消防本部・道路管理者
------	---------------------------

### 第1 建物の不燃化・耐震化

#### 1 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

村は、国、県及び施設管理者と連携し、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる診療所、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災拠点建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

#### 2 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

村は、耐震改修促進計画の策定に努め、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

### 第2 まちの不燃化

#### 1 指定避難所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定避難所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重

要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、村は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

## 2 道路網の整備

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

## 第2項 公共施設等災害予防計画

地震に強い村土の形成を図るため、村、県、指定地方行政機関は、道路等の交通施設をはじめ、河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 第1 道路

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものであるため、災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

実施機関	総務企画課・産業建設課・道路管理者
------	-------------------

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨道橋及び緊急輸送道路と防災拠点を接続する道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

## 第2 ダム

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施し対応しており、現在の安全性の維持に努める。

実施機関	中国電力株式会社
------	----------

現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、南海トラフの巨大地震が発生した場合の対応については、今後の国の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討する。

### 第3 学校施設

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の避難場所・避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画の見直しや、学校施設等の非構造部材の耐震対策を進めていく。また災害時の避難場所・避難所として防災機能の充実を図る。

実施機関	教育委員会
------	-------

村は、以下の対策を講じる。

#### ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

#### イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

#### ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

### 第4 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

第3節第1項 第1 (1) を参照。

## 第5 文化財

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

実施機関	教育委員会
------	-------

村は、以下の対策を講じる。

- ア 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- イ 県が作成している「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- ウ 文化財及び周辺環境整備を実施する。

## 第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、村及びライフライン事業者は、県と連携し、上下水道、電気、ガス、石油、通信等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

### 第1 簡易水道施設

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘案し、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

実施機関	産業建設課
------	-------

村は、以下の対策を講じる。

#### ア 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水機能の多重化を推進する。

各配水系統内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の更新を進める。

#### イ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

#### ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、浄水施設や配水池の能力を増強するなど、水道システムの安定性を向上させる。

また、停電時の対策として非常電源の確保にも努める。

#### エ 訓練等の実施

訓練等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

## 第2 下水道施設

下水道は、重要なライフラインの一つであるが、耐震化が進んでおらず、震災時に下水道の機能が麻痺し、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害が発生して、住民活動や社会活動に大きな影響が生じることが懸念される。そのため、下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

実施機関	産業建設課
------	-------

村は、以下の対策を講じる。

#### ア 下水道施設の耐震化

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

#### イ 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び村下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練等を通じて、その実効性の向上を図る。

#### ウ 重要幹線等の複数系列化

重要幹線又は等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二重化について検討する。

#### エ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管路等のネットワーク化について検討する。

#### オ 合併浄化槽の耐震対策

合併浄化槽の有効な耐震対策は、東日本大震災等を踏まえた研究途上ではあるものの、強度が高いもの、浮き上がり防止のために重心が低く底部が上部より広いものの使用や、埋め戻し土の適切な締固め等を促進するとともに、公共下水道の整備拡充に努める。

#### カ 仮設トイレの確保

村は、災害時に必要となる仮設の設置予定場所を検討するとともに、仮設トイレレンタル業者等と協議し、必要数の確保に努める。

また、要配慮者の利用を考慮し、仮設トイレの充実等にも配慮する。

### 第3 電気施設

実施機関	中国電力株式会社
------	----------

- (1) 電力設備等の耐震性調査の結果、阪神・淡路大震災クラス地震に対して、耐震性が確保されていることが確認でき、基本的には現行基準がおおむね妥当であることが判明した。
- (2) 現行基準の制定以前に設置されたものは現行基準レベルを満足するよう、補強・改修を計画している。また、耐震性基準が整備されていないものについては、基準の改訂等に合わせて設備対策を検討する。
- (3) 現在進められている全国規模における検討状況及び関連法規（消防法、建築基準法など）の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

### 第4 LPガス施設

LPガス販売事業者は、一般家庭用等のLPガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (1) 消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努めている。
- (2) 地震時等におけるLPガス容器の転倒、バルブの損傷等の防止装置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。
- (3) 消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した震災の教訓を踏まえ、特に次の事項について、消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

- (1) 高機能の安全機器の100%設置

感震機能を有するマイコンメータS型等を設置し、販売事業所等において24時間集中監視するシステムの普及

- (2) 要配慮者対策の強化

- (3) 避難所となる公共施設等へのLPガス消費設備の設置促進

地震災害時、リスク分散型のLPガス供給方式の採用促進

さらに、LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

実施機関	一般社団法人岡山県エルピーガス協会
------	-------------------

## (1) LPガス製造（充填）施設関係実施責任者と主要業務

## ア LPガス製造事業者

LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

## (ア) 製造施設の耐震性の強化等

特に、配管・ポンプ廻りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

## (イ) 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

## (ウ) 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等との合同で実施し、防災力の強化に努める。

## (エ) 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

## (オ) 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

## (2) LPガス設備関係実施責任者と主要業務

## ア LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

## (ア) LPガスの安全についての知識の修得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

## (イ) 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

## イ LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

## (ア) LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

- a 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重掛けの推進）
- b 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置
- c 配管は可撓性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入
- d 埋設配管はPE管等可撓性及び耐食性のある材料を使用
- e 安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進

- f 容器の転倒、流出した場合に備えて、ガス流出防止機能を有した高圧ホースの設置促進
- (イ) 防災体制の強化
  - a 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。
  - b 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。
    - ・震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度
  - c 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。
- ウ 協会、支部及び協議会等
 

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

  - (ア) 広域防災体制の確立
 

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。
  - (イ) 防災工具及び資機材の整備
 

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的の実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。
  - (ウ) LPガス消費者への保安啓発活動の実施
 

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。
  - (エ) 公共施設等へのLPガス消費設備等の設置促進
 

村、県等の公共機関に対して、地震災害発生時に避難所となる公共施設等に、LPガス災害用バルクシステム、LPガス発電機、GHP、ガスコージェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を推進する。
  - (オ) その他必要な事項

## 第5 通信施設

実施機関	西日本電信電話株式会社岡山支店・株式会社NTTドコモ岡山支店
------	--------------------------------

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

### (1) アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

### (2) 通信電源の確保

広域停電に対処するため交換所への予備発電装置の設置、蓄電池の容量増及び非常用移動電源車の配備の見直しを行う。

## (3) 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星（JCSAT-5A）による衛星回線システムを構築する。

## 第4項 廃棄物処理体制整備計画

村は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

実施機関	住民福祉課・真庭市消防本部
------	---------------

## 1 廃棄物処理体制整備計画

## (1) 廃棄物処理施設の災害予防等

## ア 災害予防及び資機材等の備蓄

## (ア) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

## (2) 組織体制の整備等

村は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

## (3) 災害廃棄物処理計画の策定

村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画の策定に努め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的な検討を行う。

## (4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場、最終処分場の確保に努めるとともに、同じ施設で処理を行う自治体間で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

#### ア 仮設トイレ等し尿処理

村は、避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

#### イ 避難所ごみ等

村は、避難所ごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

#### ウ 災害廃棄物

##### (ア) 発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。村は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び処理予定施設の処理可能量、同じ施設を利用する真庭市の発生量を推計・把握しておく。

##### (イ) 処理スケジュール・処理フロー

村は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計をもとに、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

##### (ウ) 収集運搬

村は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

##### (エ) 仮置場、仮設焼却炉

村は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

##### (オ) 損壊家屋の解体・撤去

村は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておく。

##### (カ) 最終処分

村は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

##### (キ) 広域的な処理処分

村は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

##### (ク) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、村は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

### 第5項 流出油等災害予防計画

地震により石油等が流出すると、流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に万全を期す必要があるため、陸上施設からの流出予防対策を推進する。

実施機関	産業建設課・施設管理者
------	-------------

## 1 流出油等災害予防計画

### (1) 陸上施設の流出防止

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- イ 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。
- ウ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

## 第6項 地盤災害予防計画

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

実施機関	産業建設課
------	-------

## 1 地盤災害の予防計画

### (1) 急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

#### ア 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

村は、県及びその他関係機関と連携して崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

### (2) 液状化危険地域の予防計画

#### ア 液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地及び河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

このため、村は、県が、過去の液状化災害や大学、各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、作成した液状化危険度分布図を参考として、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

#### イ 液状化防止対策の実施

村は、地域住民に対し、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、液状化危険地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術

基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

### (3) 土地利用の適正化

#### ア 土地条件の評価

村は、県と連携し、土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの活用等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

#### イ 土地利用の誘導・規制

村は、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

## 第3章 地震災害応急対策計画

### 第1節 応急体制

実施機関	全班
------	----

#### 第1項 応急活動体制

大規模地震が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動が執れる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

#### 第1 初動体制の確立

地震が発生した場合における初動体制としての配備基準及び事務分掌を定め、さらには、状況に応じ災害対策本部の設置へ円滑に移行できる措置を図る。

#### 第2 配備体制の確立

地震の震度及び被害状況に応じて、注意体制、警戒体制、非常体制により応急対策に対処する。

##### 1 注意体制

村内で震度4の地震が観測されたとき。その他総務企画課長が必要と認めたとき、本庁舎内に災害対策連絡室を設置し、地震情報の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。

##### 2 警戒体制

村内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。その他副村長が必要と認めたとき、本庁舎内に警戒本部を設置し、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制を整えるものとする。

##### 3 非常体制

村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。地震に伴う大規模な災害（災害救助法の適用）が発生し、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、新庄村災害対策本部を設置して応急活動に対応する体制とする。

配備区分	配備体制	配備基準	配備職員
注意体制	災害対策連絡室	①村内で震度4の地震が観測されたとき ②その他、災害が発生するおそれがあり、総務企画課長が必要と認めたとき	・防災関係課の職員
警戒体制	警戒本部	①村内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき ②その他、災害が発生するおそれがあり、副村長が必要と認めたとき	・全課長 ・課別災害対応指定職員 ・防災担当職員
非常体制	災対対策本部	①村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき ②地震に伴い村内において災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ③その他村長が必要と認めたとき。	・全職員 ・消防団員

### 第3 新庄村災害対策連絡室

村内で震度4の地震が観測されたとき、注意体制として新庄村災害対策連絡室を設置する。

#### 1 災害対策連絡室の設置または廃止

##### (1) 設置の基準

災害対策連絡室の設置基準は、注意体制の配備基準と同様、次の基準とする。

ア 村内で震度4の地震が観測されたとき

イ その他、災害が発生するおそれがあり、総務企画課長が必要と認めたとき

##### (2) 指揮命令者及び代行順位

災害対策連絡室の設置及び指揮は、総務企画課長の権限により行われるが、総務企画課長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに総務企画課長に報告する。

##### 【代行順位】

1位 産業建設課長

2位 住民福祉課長

##### (3) 廃止の基準

総務企画課長は、関係課と協議の上、次の基準に達した場合は、注意体制を解除する。

ア 注意体制の原因となった地震情報による、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

イ 災害が発生したりして注意体制から警戒体制への移行や災害対策本部の設置が必要となったときは、注意体制を解消して、警戒本部または災害対策本部の配備へ移行する。

#### 2 災害対策連絡室の任務

注意体制をとった場合は、主として地震情報等の情報収集、連絡活動を行い連絡調整に万全を期する。

災害対策連絡室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、全県地図、村管内図を用意する。

### 3 災害対策連絡室の組織

防災関係課の職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。防災関係課の職員は当番制とする。

課名	災害対策連絡室の事務分掌
総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策連絡室の設置（総務企画課）</li> <li>・ 地震情報、気象情報等の収集</li> <li>・ 被害状況の取りまとめ</li> </ul> （勤務時間外は状況を見て宿日直対応）
産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係課との連絡調整</li> <li>・ 道路管理者との連絡調整</li> <li>・ 建設事業者との連絡調整</li> <li>・ 河川管理者との連絡調整</li> <li>・ 被害状況の取りまとめ</li> </ul> （勤務時間外は状況を見て宿日直対応）

## 第4 新庄村警戒本部

村内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき、あるいは、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは警戒体制として新庄村警戒本部を設置する。

### 1 警戒本部の設置または廃止

#### (1) 設置の基準

村警戒本部の設置基準は、警戒体制の配備基準と同様、次の基準とする。

ア 村内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき

イ その他大規模な災害が発生または切迫し、副村長が必要と認めたとき

#### (2) 設置場所

村警戒本部は、新庄村役場に設置する。

#### (3) 指揮命令者及び代行順位

警戒本部の設置及び指揮は、副村長の権限により行われるが、副村長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに副村長に報告する。

#### 【代行順位】

1位 教育長

2位 総務企画課長

#### (4) 廃止の基準

副村長は、関係部長と協議の上、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

ア 警戒体制設置の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき、または発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

イ 地震に伴う大規模な災害が発生して非常体制の配備が必要となったときは、警戒本部を解消して、災害対策本部体制に移行する。

## 2 警戒体制下の活動

警戒体制をとった場合は、被害情報の収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめ及び発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。

## 3 警戒本部の組織

全部長、課別災害対応指定職員及び防災担当職員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

また、勤務時間外は、状況を見て宿日直の職員をもって対応する。

部名	警戒本部の事務分掌
総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒本部の設置（総務企画課内）</li> <li>・ 警戒本部会議の開催 副村長、会計管理者、総務企画課長 総務企画課長が会議を進行し、副村長が総括する。</li> <li>・ 地震情報、気象情報等の収集</li> <li>・ 災害情報の収集</li> <li>・ 県（危機管理課）との連絡</li> <li>・ 消防関係課との連絡調整</li> <li>・ 火災情報の収集</li> <li>・ 被災者情報の収集</li> <li>・ 資機材の調達</li> <li>・ 消防団との連絡・調整</li> </ul>
産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路被害情報の収集</li> <li>・ 河川被害情報の収集</li> <li>・ 急傾斜崩壊危険箇所の状況確認</li> <li>・ 土石流危険渓流の状況確認</li> <li>・ 農作物、畜産の被害情報の収集</li> <li>・ 農地の被害情報の収集</li> <li>・ 農道、水路等農業用施設の被害情報の収集</li> <li>・ 林道等の被害状況の収集</li> <li>・ 林地の被害情報の収集</li> <li>・ 排水困難箇所の状況確認</li> <li>・ 主要下水道幹線及び合併浄化槽等の被害情報の収集</li> </ul>
産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道被害情報の収集</li> <li>・ 被害情報のとりまとめ</li> </ul>
住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設の被害情報の収集</li> <li>・ 高齢者福祉施設等の被害調査</li> </ul>

部名	警戒本部の事務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独居高齢者の被災調査</li> <li>・ 保育所の被害情報の収集</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の被害情報の収集</li> <li>・ 被害情報のとりまとめ</li> <li>・ 学校長への避難所開設準備の通知</li> <li>・ 学校長との連絡調整</li> <li>・ 臨時休園、休校措置の検討・指示</li> </ul>

警戒本部設置に関わる備品類、会議内容	
備品類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 管内図、住宅地図</li> <li>・ 連絡リスト</li> <li>・ 防災行政無線のセットアップ</li> </ul>

## 第5 新庄村災害対策本部

村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。地震に伴う災害が発生し、村長が災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、非常体制として災害対策基本法の規定により、村地域防災計画の定める新庄村災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。

### 1 災害対策本部の設置または廃止

#### (1) 設置基準

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項、新庄村災害対策本部条例、災害対策本部規則の規定に基づき災害対策本部を設置する。

村災害対策本部の設置基準は、おおむね次の基準とする。

- ア 村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき
- イ 地震に伴い村内において災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- ウ その他村長が必要と認めたとき。

#### (2) 設置場所

村災害対策本部は、新庄村役場に設置する。

#### (3) 指揮命令者及び代行順位

村災害対策本部の設置及び指揮は、村長の権限により行われるが、村長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに村長に報告する。

##### 【代行順位】

- 1位 副村長
- 2位 教育長
- 3位 総務企画課長

## (4) 廃止の基準

発生した災害・応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

## (5) 設置または廃止の公表

災害対策本部を設置し、または廃止したときは公表するとともに、美作県民局等関係機関に通報する。

## 2 災害対策本部の任務

ア 緊急災害予防に関すること。

イ 災害救助その他の民生安定に関すること。

ウ 災害の応急復旧に関すること。

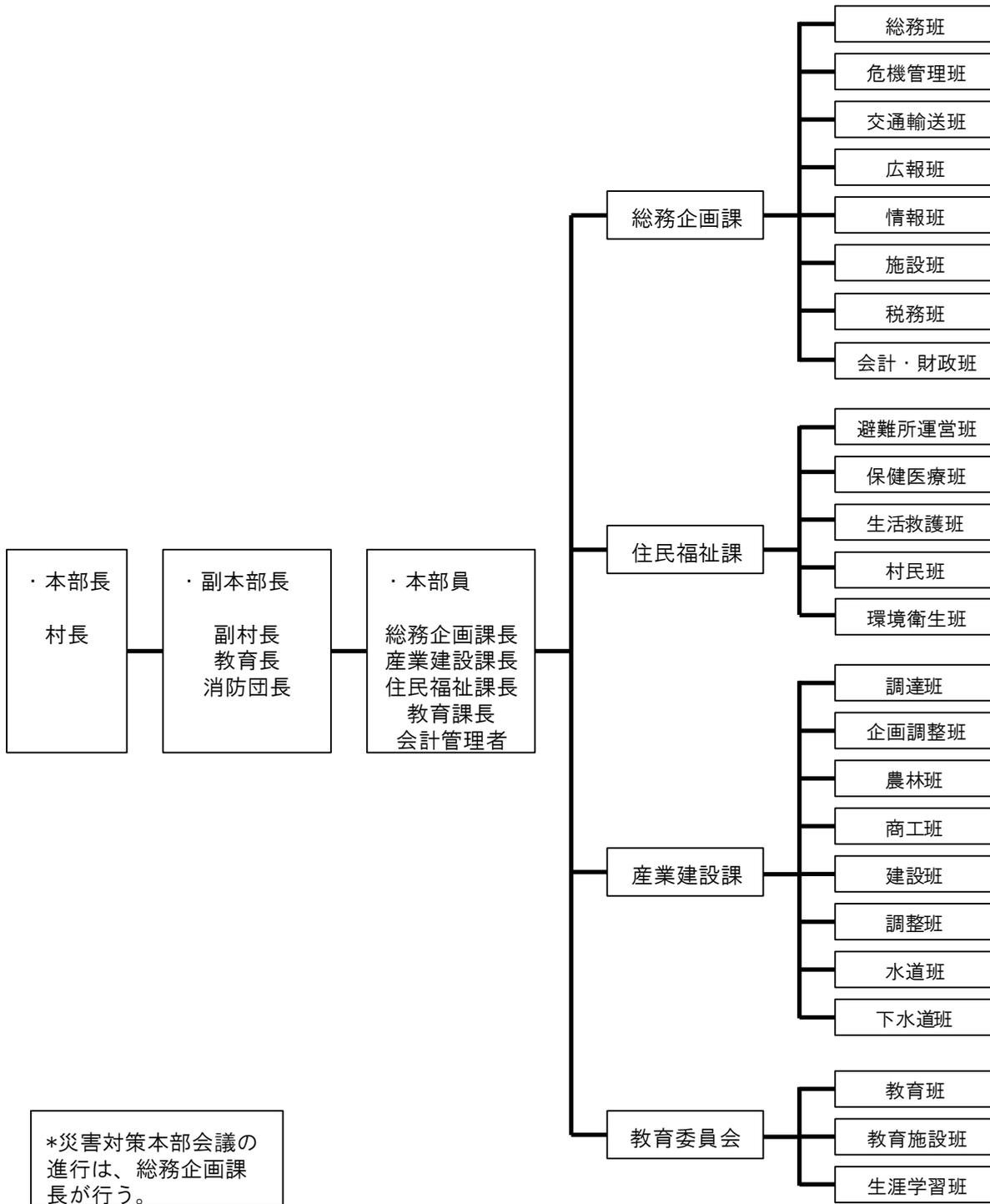
エ 災害時の公安に関すること。

オ その他防災に関する事項

## 3 災害対策本部設置の通知

災害対策本部が設置された場合、村は、各機関に本部の設置を通知する。

4 災害対策本部の組織



## 5 班の編成及び事務分掌

●は特に初動期に重要な活動

課	班	災害対策本部の事務分掌
総務企画課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員の動員に関する事。</li> <li>● 応援職員の派遣に関する事。</li> <li>● 職員の給食に関する事。</li> <li>● 県及び市町村への応援依頼に関する事。</li> <li>● 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>● 派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関する事。</li> <li>● 公用令書に関する事。</li> <li>○ 職員の人員調整に関する事。</li> <li>○ 災害対策本部の運営補佐に関する事。</li> <li>○ 村民からの電話による問い合わせに関する事。</li> </ul>
	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震情報、気象警報の受理及び伝達に関する事。</li> <li>● 災害対策本部の設置準備に関する事。</li> <li>● 災害対策本部の運営に関する事。</li> <li>● 県、関係機関への被害状況等の報告に関する事。</li> <li>● 避難誘導・指示に関する事。</li> <li>● 消防団員及び職員の配備・出動に関する事。</li> <li>● 防災行政無線、通信機器に関する事。</li> <li>○ その他災害対策全般に関する事。</li> </ul>
	交通輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急輸送車両の確保に関する事。</li> <li>● 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資輸送に関する事。</li> <li>● 災害拡大防止のための人員及び物資輸送に関する事。</li> <li>● 各振興局への食糧・生活必要物資の輸送に関する事。</li> <li>● 支援物資搬送に伴う交通誘導に関する事。</li> <li>● 交通規制に伴う交通誘導に関する事。</li> <li>● 公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事。</li> </ul>
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報道機関との連絡と相互協力に関する事。</li> <li>● 災害対策活動の広報に関する事。</li> </ul>
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一次情報のとりまとめ作業に関する事。</li> <li>● 各班報告の被害状況の集計作業に関する事。</li> <li>● 情報通信システム機器の維持管理に関する事。</li> <li>● 災害写真等の収集、災害記録に関する事。</li> <li>○ 情報通信システム、ネットワークの維持管理に関する事。</li> </ul>

総務企画課	施設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本庁の建物、設備等の被害調査に関する事。</li> <li>● 村所管の建物、設備などの被害調査に関する事。</li> </ul>
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税に関するデータの保全・管理に関する事。</li> <li>● 徴税整理データの保全・管理に関する事。</li> <li>○ り災証明に関する事。</li> <li>○ 住宅被災者に対する融資等に関する事。</li> <li>○ 災害見舞金対象の家屋等の被害調査に関する事。</li> <li>○ 税の減免に関する事。</li> </ul>
	会計・財政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策本部の一般経理に関する事。</li> <li>● 災害対策の予算に関する事。</li> <li>● 危機管理班への応援に関する事。</li> <li>○ 義援金受取及び管理に関する事。</li> <li>○ 義援金の配分に関する事。</li> </ul>
	消防班 (消防団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防職員の動員に関する事。</li> <li>● 消火活動に関する事。</li> <li>● 災害の予防、警戒及び防御に関する事。</li> <li>● 被災者の救助、救出に関する事。</li> <li>● 医療機関へ搬送する負傷者等の輸送。</li> <li>● 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>● 被災者の避難誘導に関する事。</li> <li>● 水防活動に関する事。</li> </ul>
	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難場所の開設に関する事。</li> <li>● 避難所における食料・物資の配布に関する事。</li> <li>● 避難所の運営に関する事。</li> <li>● 日赤奉仕団等の応援要請、受入れに関する事。</li> <li>● ボランティアの受入れに関する事。(社会福祉協議会への依頼)</li> <li>● 要配慮者の援護に関する事。</li> <li>● 災害救助法の手続き等に関する事。</li> <li>○ 義援物資の受取に関する事。</li> <li>○ 避難所の閉鎖に関する事。</li> </ul>

住 民 福 祉 課	保健医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所、医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>● 救護班の編成に関する事。</li> <li>● 医療救護所の設置に関する事。</li> <li>● 医療救護全般に関する事。</li> <li>● 負傷者の収容、搬送に関する事。</li> <li>● 感染症の予防に関する事。</li> <li>● 衛生医薬品等の確保に関する事。</li> <li>● 助産及び乳幼児の救護に関する事。</li> <li>○ 避難者のメンタルヘルスに関する事。</li> </ul>
	生活救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>● 保育施設の被害調査のとりまとめに関する事。</li> <li>● 応急保育に関する事。</li> <li>● 休園措置及び応急復旧に関する事。</li> <li>● 保育所との連絡調整に関する事。</li> <li>○ 保護者への広報活動に関する事。</li> </ul>
	村民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者の安否問い合わせに関する事。</li> <li>● 人的被害調査に関する事。</li> <li>● 村民個人情報のデータ管理に関する事。</li> <li>● 外国人の安否確認に関する事。</li> <li>● 避難所運営班への応援に関する事。</li> <li>● 愛玩動物の保護に関する事。</li> <li>○ 被災者の実態調査に関する事。</li> <li>○ 村民からの各種相談に関する事。</li> <li>○ 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。</li> <li>○ 埋火葬許可書、処理台帳等に関する事。</li> </ul>
	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ処理及び清掃に関する事。</li> <li>● 仮設トイレ等に関する事。</li> <li>○ 処理業者の動員に関する事。</li> <li>○ 被災地域の防疫及び消毒に関する事。</li> <li>○ 上水道を除く水の消毒に関する事。</li> <li>○ 災害廃棄物の処理に関する事。</li> <li>○ 災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事。</li> </ul>
産 業 建 設 課	調達班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料（米、弁当、パン等）の調達に関する事。</li> <li>● 炊き出し資機材の調達に関する事。</li> <li>○ 炊き出しの食材（肉、味噌、野菜等）の調達に関する事。</li> </ul>

産業 建設 課	企画調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域自主組織との連絡調整に関すること。</li> <li>● 観光施設の被害調査に関すること。</li> <li>● 観光客、利用者の避難誘導に関すること。</li> <li>● 観光関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>● 各班との調整及び指示に関すること。</li> </ul>
	農林班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地・農林施設・林地の被害調査に関すること。</li> <li>○ 農道の被害調査に関すること。</li> <li>○ 農地・農林施設・林地の応急対策・復旧に関すること。</li> <li>○ 農林畜産物の被害に関すること。</li> <li>○ 農林畜産事業者に対する支援に関すること。</li> </ul>
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工施設の被害調査に関すること。</li> <li>● 生活必要物資（衣料、日用品等）の調達に関すること。</li> <li>● 企業との応急活動連携に関すること。</li> <li>○ 商工団体との連絡調整に関すること。</li> <li>○ 中小企業被災者に対する融資に関すること。</li> <li>○ 企業資金の貸付けに関すること。</li> </ul>
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、公共土木施設の被害調査に関すること。</li> <li>● 土木建築関係業者の動員に関すること。</li> <li>● 重機による救助活動に関すること。</li> <li>● 応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。</li> <li>● 急傾斜地崩壊危険箇所の被害調査に関すること。</li> <li>● 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>● 障害物の除去に関すること。</li> <li>● 公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。</li> </ul>
	調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅の被害調査に関すること。</li> <li>● 村営住宅の被害状況等の取りまとめに関すること。</li> <li>● 村営住宅の応急対策に関すること。</li> <li>● 交通輸送班への応援に関すること。</li> <li>○ 村営住宅入居者の支援に関すること。</li> <li>○ 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>○ 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>○ 住宅の応急修理に関すること。</li> <li>○ 建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>○ 被災建築物の応急措置の技術指導に関すること。</li> </ul>

産業建設課	水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道施設の被害調査に関する事。</li> <li>● 応急給水活動に関する事。</li> <li>● 飲料水の確保に関する事。</li> <li>● 避難所・医療施設への優先応急給水に関する事。</li> <li>● 水道に関わる広報活動に関する事。</li> <li>● 関係工事者に対する指導監督に関する事。</li> <li>● 応急資機材の調達に関する事。</li> <li>○ 所管水道施設の応急対策及び復旧に関する事。</li> </ul>
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道幹線及び合併浄化槽等の被害調査に関する事。</li> <li>○ 所管下水道幹線及び合併浄化槽等の応急対策及び復旧に関する事。</li> </ul>
教育委員会	教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒等の避難誘導及び救護に関する事。</li> <li>● 児童・生徒等及び教職員の被災状況調査に関する事。</li> <li>● 児童・生徒等の支援に関する事。</li> <li>● 教職員の動員に関する事。</li> <li>● 休校措置に関する事。</li> <li>● 指定避難所施設の鍵の保管・開錠に関する事。</li> <li>● 保護者等との連絡調整に関する事。</li> <li>● 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>○ 教育機関への広報活動に関する事。</li> <li>○ 応急教育に関する事。</li> <li>○ 学用品及び教科書の調達、配分に関する事。</li> </ul>
	教育施設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設等の被災状況調査に関する事。</li> <li>● 避難指定施設の運営保全管理に関する事。</li> <li>○ 文化財の被害調査に関する事。</li> <li>○ 学校施設等の応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>○ 学校関係機関、その他団体との連絡調整に関する事。</li> <li>○ 文化財の応急対策及び復旧に関する事。</li> </ul>

注：指定職員は、課内において指名し人事異動の際は、総務企画課に報告すること。

## 6 本部会議

災害対策本部長は、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、各部の班員の参集状況及び応急活動の緊急措置事項を報告する。

### (1) 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、総務企画課長が行い、本部長が総括して進める。

### (2) 本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 職員の参集状況、初動体制に関する事。
- イ 村内の一次被害情報の収集、被害調査に関する事。
- ウ 人的な被害状況に関する事。
- エ 家屋等の被害状況に関する事。
- オ ライフライン(電気、ガス、上水道、電話等)の被害状況に関する事。
- カ 医療機関の被害状況に関する事。
- キ 道路、橋梁の損壊状況に関する事。
- ク コミュニティバス等公共交通機関の被害状況に関する事。
- ケ 避難勧告、指示及び避難誘導に関する事。
- コ 避難場所・避難所の開設、利用状況に関する事。
- サ 避難所への応援職員の派遣に関する事。
- シ 避難所への物資供給の手配及び緊急輸送路の確保に関する事。
- ス 負傷者への応急医療活動に関する事。
- セ 自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関する事。
- ソ 災害救助法の適用に関する事。
- タ 災害対策経費に関する事。
- チ ボランティア、自主防災組織への協力要請に関する事。

## 第6 職員の動員・参集

### 1 勤務時間中における動員・参集

各配備体制において、課長は定められた配備職員による班員を確保する。課長不在の場合は、職制に従い対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、危機管理班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

#### ■動員・参集における留意点

- ア 常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等は中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても課長の指示があるまでは退庁しない。
- エ 勤務場所を離れる場合は、課長と連絡を取り所在を明らかにする。

### 2 勤務時間外(夜間・休日)における動員・参集

### (1) 勤務場所への参集

勤務時間外に配備基準となる地震情報を入手した宿日直の職員は、直ちに総務企画課長に連絡する。総務企画課長は、必要となる各部長に配備職員の勤務場所への参集を指示する。

警戒体制、非常体制において、本部長は、総務企画部長を通じ副本部長、本部員に本部への参集を指示する。関係課長は、配備職員に勤務場所への参集を指示する。

各職員はテレビ、ラジオ等により報道される地震情報を的確に判断し、非常体制となる震度6弱以上の場合は、まず家族の安否確認後、参集の連絡を待たずに速やかに勤務場所に自動参集する。

### (2) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難所施設へ参集し、各課長への連絡に努めるとともに、課長の指示により、応急救護活動に従事する。

### (3) 一次被害情報の把握

参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、部長に報告する。

### (4) 被害情報の報告

各部長は、班員の参集状況、参集途上に班員が収集した一次被害情報を危機管理班に報告する。

## 3 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

ア 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。

イ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。

ウ 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。

エ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。

オ 勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合、消防団又は真庭市消防本部（美新分署）へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援・救出を優先し、救援・救出後には、できる限り迅速な参集を行う。

カ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難所施設へ参集し、各部長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。

キ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。

ク 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと。

ケ 参集手段は、徒歩・二輪車を基本とするが、あらかじめ許可を受けたものは、道路状況に留意して車で参集する。

## 第2項 地震情報の種別と伝達計画

### 1 地震に関する警報等の種別

#### (ア) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

（注-1）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警

報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

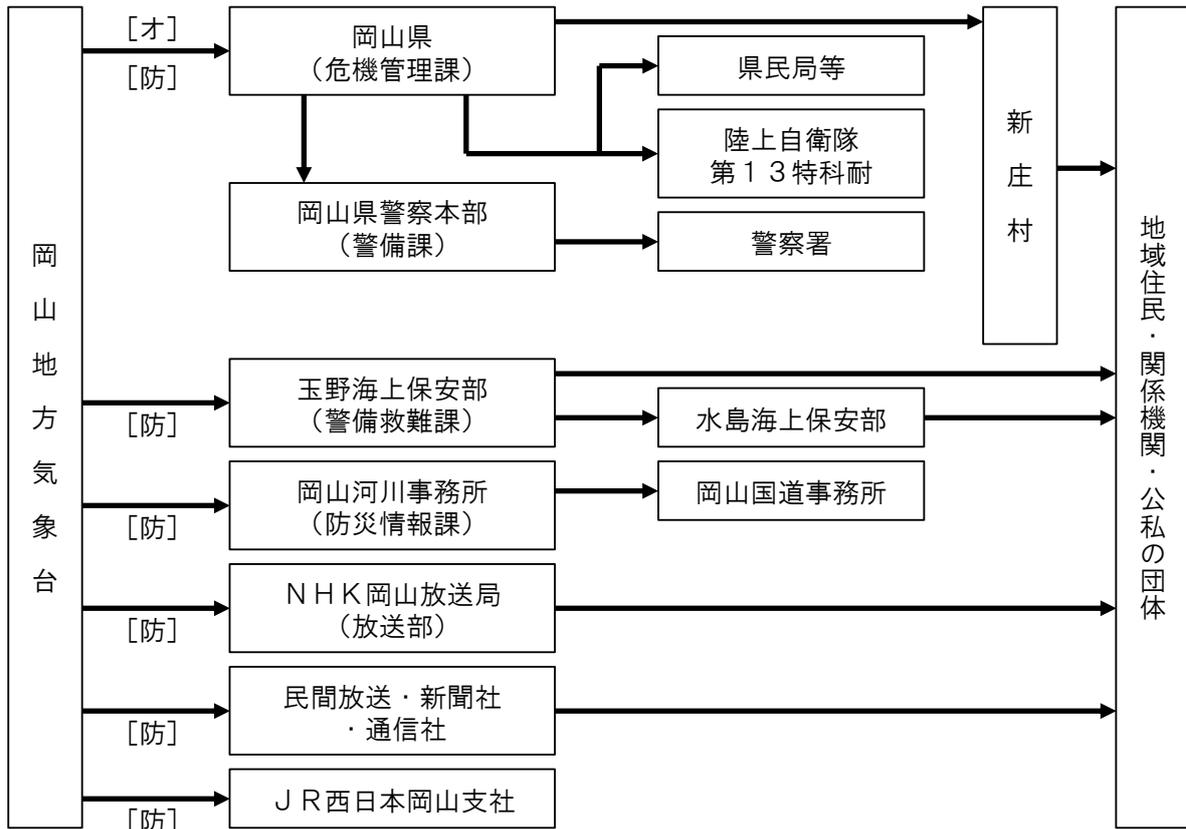
(注-2) 緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。

(イ) 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。

2 地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達

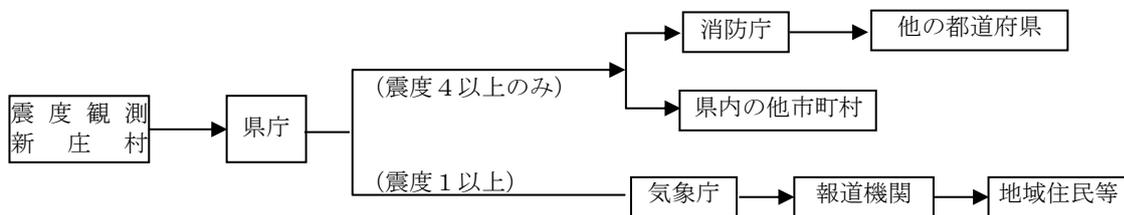


(注) ア [ ] 内は、通知方法を示す。

[防] : 防災情報提供システム [オ] : オンライン

イ 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) 村の震度情報の伝達（震度情報ネットワーク）



第3項 被害情報等の収集伝達計画

実施機関	広報班・生活救護班
------	-----------

村は、国、公共機関、近隣市町村等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡

調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、被害情報は、災害初期と引き続く応急対策期では必要となる情報精度が異なることに留意して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

## 1 災害時の通信手段

### (1) 通信手段の確保

ア 災害発生直後は、通信回線の被災状況を把握の上、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

(ア) 新庄村防災情報伝達システム

(イ) 携帯電話等移動通信回線

(ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法第57条、第79条)

(エ) 非常通信の活用

(オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

(ア) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員

(イ) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

## 2 災害初期の情報の収集・連絡

### (1) 村の情報の収集・連絡

ア 村は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

イ 村は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、村への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県に報告する。

ウ 村は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。

区分		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	FAX	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

## 3 応急対策期の情報の収集・報告

### (1) 収集・連絡の内容

ア 応急対策期において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害内容を県災害対策本部に随時報告する。

イ 活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

[村→県]

対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

(2) 収集・連絡体制

応急対策期の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次ページのフローによるものとする。ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部に連絡する。

4 住民等への広報

災害発生直後においては、情報不足等による社会不安の増大及び混乱が生じる可能性が高いため、村は県及び関係機関と協力し、積極的に住民等へ情報提供を行う。

(1) 災害時要援護者への広報活動を実施する

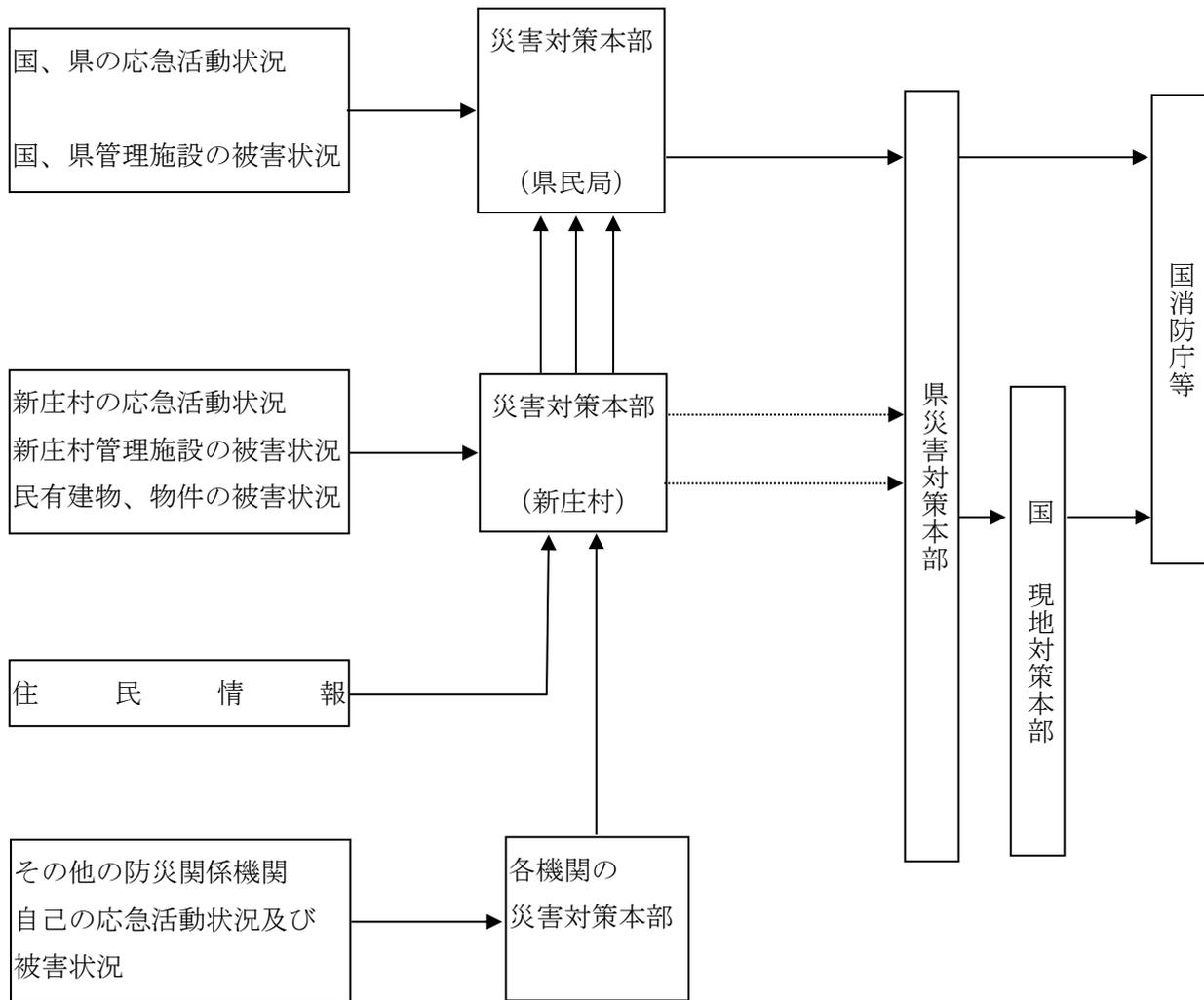
災害要援護者及び外国人への広報は、その状況にあわせ自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、各種広報媒体を作成し情報提供を行う。

【広報媒体の例】

- ・文字放送及び手話放送
- ・ケーブルテレビジョン
- ・点字広報紙

(2) 観光客等に災害広報を実施する

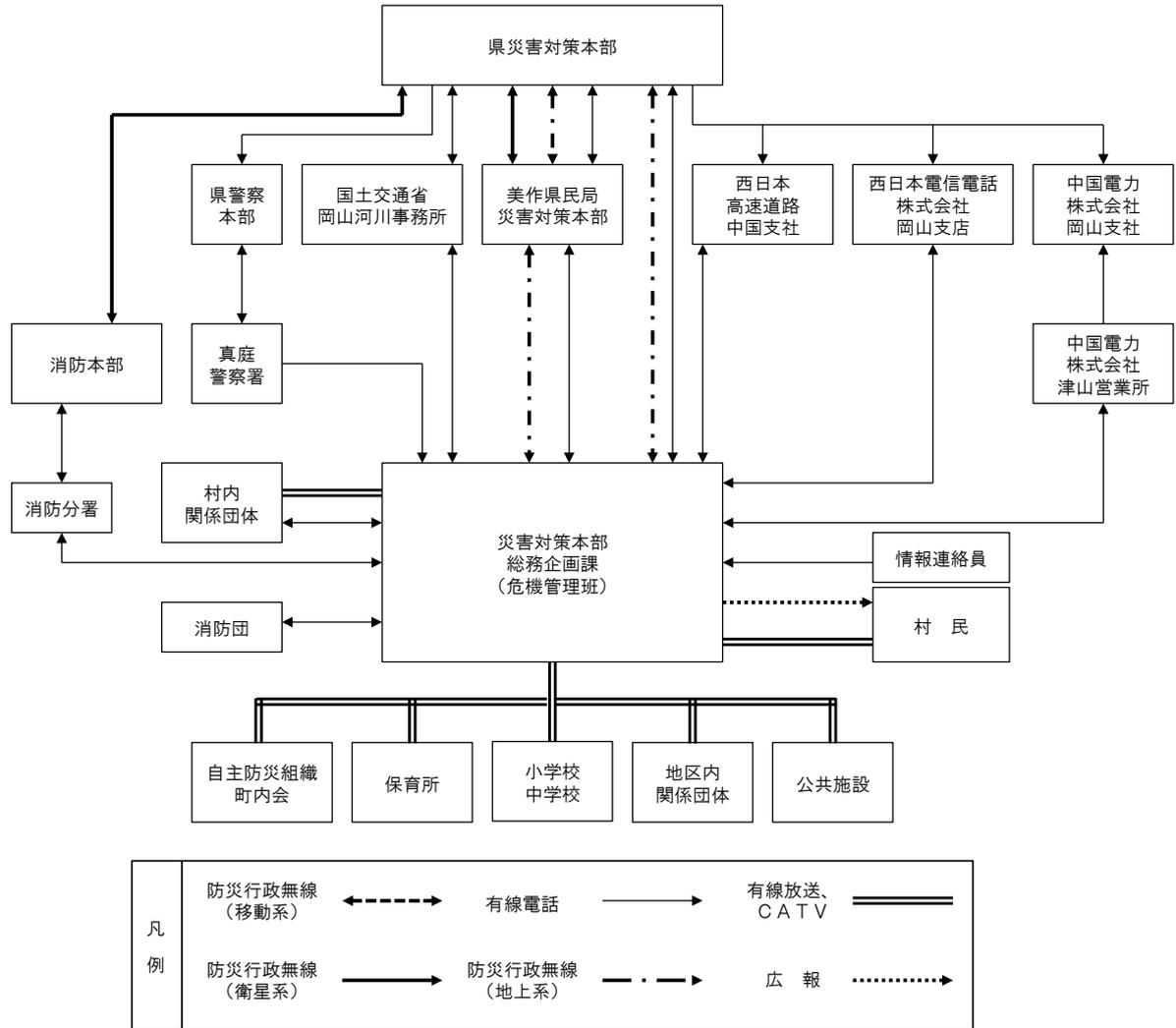
観光施設等、その他多数の人が集まる場所における災害の広報は、その施設の責任者、管理者等による自主的な広報を原則とする。また、災害広報の実施機関は、必要に応じて観光客等に対し、早急に安全な場所へ避難するよう措置を講じる。



※ 災害発生状況報告書（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

（……➡は、総合防災情報システムによる情報の流れ）

■ 情報の伝達系統



■ 重要な災害情報伝達

村は、次に掲げるところにより所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

また、人的被害が発生した場合は、美作県民局災害対策本部へ電話での伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害	伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況	様式1-1及び1-2によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況	様式2によること。 様式3によること。
(ウ) 河川被害 (エ) 貯水池・ため池被害 (オ) 砂防被害 (カ) 治山被害 (キ) 道路施設被害 (ク) 電信電話施設被害	様式4によること。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
	(ケ) 電力施設被害 (コ) ガス施設被害 (サ) 水道施設被害 (シ) 下水道施設被害 (ス) 公営住宅等被害	
	(セ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること。 様式6によること。
	(ソ) 林野火災被害	様式7によること。

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

#### 伝達系統

災害に関する村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

### 第4項 災害救助法の適用

実施機関	避難所運営班
------	--------

#### 1 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、村長がこれを補助する。

なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととする。

県及び村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁する必要があることがある。

#### 2 救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救助
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬

- コ 死体の搜索
- サ 死体の処理
- シ 住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

### 3 適用基準

村は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合または該当すると見込まれる場合は、後述の「(4)適用手続」の手続きをとる。

ア 村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

イ 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

本村の人口は 866 人（平成 27 年国勢調査確定値）であることから、次のような場合が該当する。

(ア) 住家の滅失した世帯数が 30 世帯以上である場合。

(イ) 県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、村内の滅失世帯数が 15 世帯以上である場合。

(注)半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

### 4 適用手続

村長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に村内の被災状況を確認し、被災状況が3のア（住家が滅失した世帯数 30 以上）、エ、オのいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

## 第5項 広域応援

実施機関	総務班
------	-----

### 1 村長の応援要請

#### (1) 知事に対する応援要請

村長は、村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。（災害対策基本法第68条関係）

#### (2) 他の市町村長に対する応援要請

村長は、村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条関係）

また、村が応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

### 2 警察等の応援要請

#### (1) 警察の応援要請

村は、通行規制又は緊急優先通行を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、交通規制を実施する。

#### (2) 消防の応援要請

消防活動について村は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

### 3 自衛隊の災害派遣要請

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をすよう求めることができる。

なお、村長は、知事への要求ができない場合には、村の地域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。（災害対策基本法第68条の2関係）

#### (1) 災害派遣要請等手続き

##### ア 派遣要請の要求

(ア) 村長は、自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(イ) 村長は、(ア)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(ウ) 派遣要請要求書の様式は次のとおりとする。

年 月 日
知 事あて
新 庄 村
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿舎
(3) 食料
(4) 資材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

## イ 撤収要請依頼

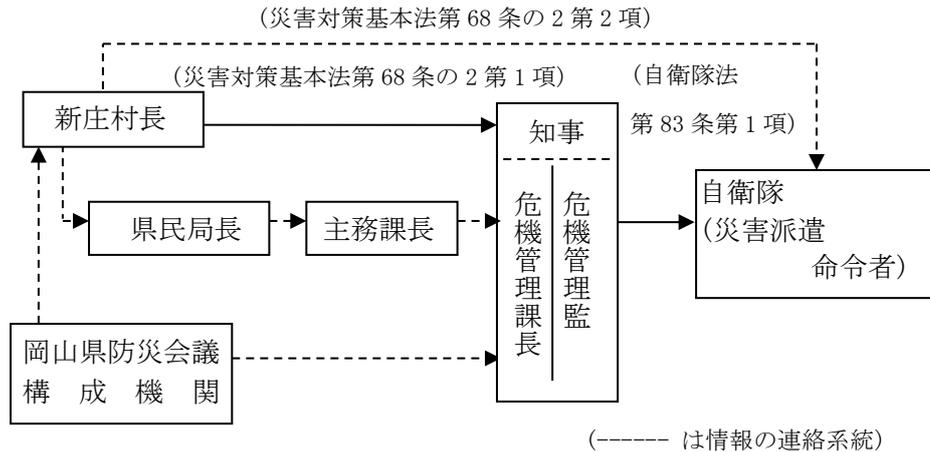
(ア) 村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときまたは必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

(イ) 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日
知事あて
新 庄 村
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

ウ 災害派遣要請等手続系統



(2) 連絡方法

【日本原駐屯地】

NTT電話 0868-36-5151 (内線237夜間等は302)

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6440-031 (事務室)

6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科・FAX併用)

(3) 災害派遣部隊の受入れ

ア 村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

(ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。

(イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。

(ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。

(エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約15,000㎡

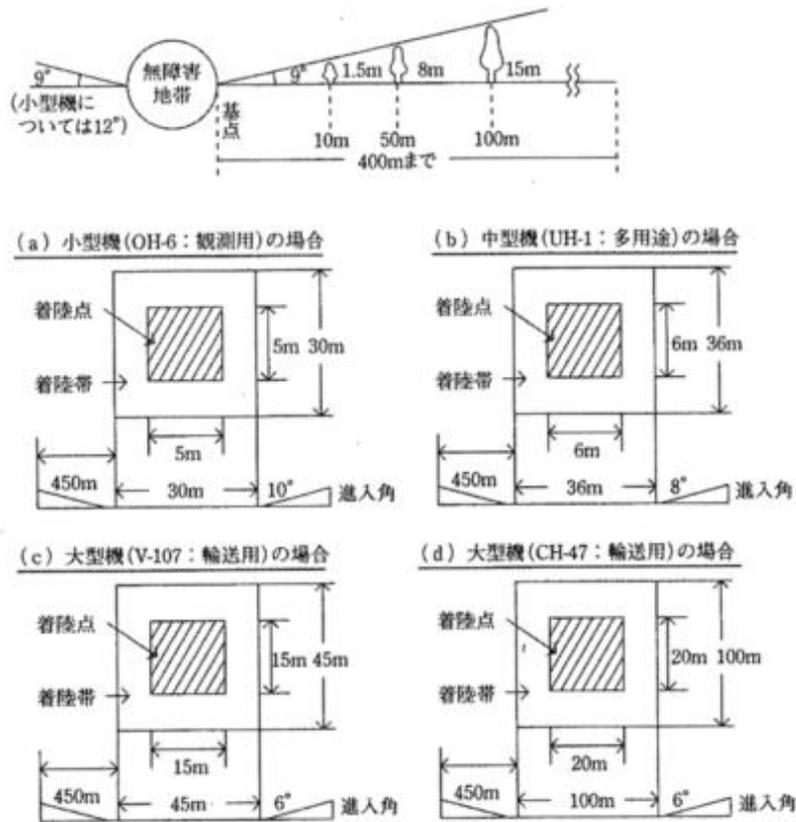
師団等規模：約140,000㎡

(オ) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

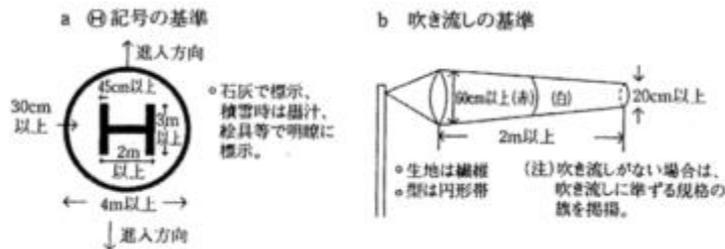
① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



②着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- ③ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ④砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ⑤ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- ⑥物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑦離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

(4) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として村が負担するものとし、下記の基準とする。

- (ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- (ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- (エ) 県等が管理する有料道路の通行料

イ 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

### 3 職員の派遣

#### (1) 職員の派遣の要請

ア 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害協定を締結している指定地方行政機関あるいはその他指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

#### イ 派遣要請事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 職員の派遣のあっせん

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

## 第2節 緊急活動

### 第1項 救助計画

実施機関	保健医療班・真庭市消防本部・消防団
------	-------------------

#### 1 救助活動

村は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分できるよう調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

村及び災害現場で活動する消防団、真庭市消防本部（美新分署）、県警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携し、活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

#### (2) 負傷者の応急手当

村及び消防団は、真庭市消防本部（美新分署）及び自衛隊と連携し、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。

村又は医療機関の医療救護班は、日本赤十字社岡山県支部と連携し、迅速かつ確かな医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

また、あらかじめ講習または訓練等に積極的に参加し、止血、人工呼吸、心臓マッサージ等の簡易な手当についての技能を習得した上で、救護等に協力する。

#### (3) 行方不明者の捜索

村及び消防団は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力するものとする。

#### (4) 救助方法

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

#### (5) 救助用資機材の確保

村は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

また、真庭市消防本部、真庭警察署等防災機関における救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、真庭消防署は、必要に応じて、資機材の貸出しなど協力する。

#### (6) 家庭動物等動物の保護

村は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。

#### (7) 惨事ストレス対策

村は、職員等の救助従事者に対して、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の発症を未然に防ぐため、救助従事者の疲労度や体調に配慮し、十分な休息を取らせる等、惨事ストレス対策に努める。

## 第2項 資機材調達計画

実施機関	調達班
------	-----

村において備蓄している資機材や「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の活用、当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

### 第3項 救急・医療計画

#### 第1 医療体制

実施機関	保健医療班・水道班・真庭市消防本部
------	-------------------

##### 1 医療体制

###### (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

村及び消防団は、真庭市消防本部（美新分署）や自主防災組織等と連携し、次の業務を行う。

- ア 「おかやま医療情報ネット（災害・救急医療情報システム）」の活用による、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

###### (2) 救護所の設置・救護班の編成

村は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、県地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。

村及び消防団は、真庭市消防本部（美新分署）と連携し、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害医療本部に対してDMA Tの出動を要請する。

また、医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- ア 医師、看護師、連絡要員等
- イ 関係医療用資器材一式
- ウ 救急自動車
- エ 通信連絡手段の携行

###### (3) 医療機関のライフラインの確保

村は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請する。また、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、必要に応じて発電機の確保等に努める。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

###### (4) 効率的な医療の実施

医療機関は、あらかじめ策定するマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

- ア 救護所
  - (ア) 患者の応急処置
  - (イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
- イ 診療所
  - (ア) 来院、搬送・転送
  - (イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
  - (ウ) 被災地への救護班の出動

## (5) 人工透析・難病患者等への対応

村は、県と連携し、「おかやま医療情報ネット（災害・救急医療情報システム）」の活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

## (6) 助産への対応

村は、県と連携し、「おかやま医療情報ネット（災害・救急医療情報システム）」の活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

## 第2 傷病者搬送

実施機関	保健医療班・真庭市消防本部・消防団
------	-------------------

## 1 傷病者搬送

## (1) 搬送手段の確保

傷病者の搬送は、原則として真庭市消防本部に要請する。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、その他関係機関に搬送用車両の手配を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

村は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

## (2) 搬送先の確認

村及び消防団は、真庭市消防本部（美新分署）と連携し、「おかやま医療情報ネット（災害・救急医療情報システム）」等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

## (3) 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、村等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

村は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を県警察に要請する。

## 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

### 第1 避難方法

実施機関	総務班・避難所運営班・保健医療班・調達班・企画調整班・商工班・建設班・消防団
------	--

#### 1 避難方法

##### (1) 避難勧告等

###### ア 避難勧告等の基準

村長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。

また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難の指示をする。

なお、村長は、避難の勧告等を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることができる。

###### イ 避難勧告等の種類

避難情報	発令の事由	対応内容
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始</li> <li>その他の人は、避難の準備を整える</li> </ul>
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに避難所へ避難する</li> <li>外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する</li> </ul>
避難指示（緊急）	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に避難場所へ避難する</li> <li>外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する</li> </ul>

###### ウ 避難勧告等の内容

避難の勧告等を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・ 避難勧告等の理由
- ・ 避難の勧告等が出された地域名
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難行動における注意事項

## エ 避難勧告等の伝達方法

避難の勧告等を発令したときは、村長は直ちに避難の勧告等が出された地域の住民に対して、音声告知放送、ケーブルテレビジョン、広報車、協定を結んでいる県下のテレビ局等により伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

## エ 避難勧告等の解除

村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

## オ 勧告・指示の所掌事務に対する助言の要請

村長は、避難の勧告又は指示について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求める。

## カ 安全確保措置の指示

村長は、避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるときは、県警察に指示等の代行を要請する。

この場合、村は、直ちに避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示した旨を警察官より通知を受ける。

## (2) 一般住民の避難

村は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難所、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

村職員は、警察官、消防職（団）員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、行政区ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行うこととする。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の堅ろうな待避場所へ移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

また、地域住民は、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、村職員、警察官、消防職（団）員等に連絡する等必要な措置を講じる。

## (3) 学校、社会福祉施設、診療所等の施設内にいる者の避難

学校等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

## (4) 事業所等の従業員の避難

事業所等においては、あらかじめ作成する災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めるとともに地域に発生した災害の拡大防止活動等に協力する。

## 第2 避難所の設置

実施機関	総務班・避難所運営班・保健医療班・調達班・企画調整班・商工班・建設班・消防団
------	--

### 1 避難所の設置

#### (1) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定める設置マニュアルに基づいて、行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

#### (2) 指定避難所の開設

村は、発災時に必要に応じ、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

#### (3) 広域応援協力

村は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

#### (4) 避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。避難所不足の補完には上記対応や宿泊施設等の借上等により避難所を確保する。さらに、必ずしも被災地域に留まる必要のない人等を対象として、帰省・疎開について奨励・あっせんを検討する。

#### (5) 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとともに、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言を受ける。

また、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### (6) 災害救助法が適用された場合は対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則（昭和35年4月17日、岡山県規則第23号）による。

実施機関	総務班・避難所運営班・保健医療班・調達班・企画調整班・商工班・建設班・消防団
------	--

村は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

## 1 運営体制

### (1) 維持管理体制の確立

村は、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、避難所維持管理責任者等の職員を配置するとともに、避難所運営班を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

なお、次の各種記録を備えつけ、整備する。

- ・ 避難所収容台帳
- ・ 避難所収容者名簿
- ・ 避難所用物品受払簿
- ・ 避難所設置及び収容状況

村職員は、あらかじめ定める所定のマニュアルに基づき、自治組織を構築させる。

なお、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、避難所の運営にあたっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

### (2) 自治組織、施設、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

### (3) 生活環境への配慮

避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

- ・ 食事供与の状況、トイレの設置状況等、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
- ・ それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
- ・ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等と連携し、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努める。
- ・ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、下着等の配布時の配慮、巡

回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- ・やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。

#### (4) 精神面の対応

村は、避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターの設置に努め、保健師等による巡回相談等も行う。

#### (5) 平常体制への復帰対策

村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家、宿泊室等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

また、避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めるマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

## 第5項 道路啓開

実施機関	建設班
------	-----

### 1 緊急輸送道路の啓開

(1) 道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路等重要路線について優先的に道路パトロールを行い、管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした緊急措置等による早期の道路啓開に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(2) 道路管理者は、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(3) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

(4) 被害の状況により、通行確保に時間を要する場合は、迂回路を設定し、通行規制を行う。

## 第6項 交通の確保計画

実施機関	建設班
------	-----

### 1 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、美作県民局）または県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

## 2 陸上交通の確保

村は、被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（メルヘンの里新庄）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

道路管理者は、管理する道路等の被害に対し、被害調査に基づいて応急復旧を行う。その際、被害箇所が多い場合は、優先順位を定め、効率的な応急復旧に努める。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

また、道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

村及び消防団は、自衛隊と連携し、現場に警察官がない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

住民等は、被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従う外、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

## 3 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

村は、県、防災関係機関等と相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

## 4 帰宅困難者対策

交通機関が途絶し帰宅困難者が発生した場合、村は、県、防災関係機関等と連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除くよう努める。また、徒歩帰宅者に対して住民や「新庄村と生活協同組合おかやまコープとの包括連携に関する協定」等を活用し、食料・飲料水やトイレ等の支援を行う。なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して指定避難所への避難を促す等、対策に取り組む。

## 第7項 消火活動に関する計画

実施機関	危機管理班・真庭市消防本部・消防団
------	-------------------

## 1 消火活動対策

## (1) 火災発生状況等の把握

村長は、真庭市消防本部（美新分署）と連携し、消防団員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

## (2) 消火活動の留意事項

村長は、真庭市消防本部（美新分署）と連携し、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。
- ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- オ 救護活動の拠点となる診療所、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。
- キ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

## (3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、村の消防力によっては防御が著しく困難な場合、火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を村長に告げ、村長は必要に応じ、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

## ■ 応援要請の明示

- ア 災害の状況
- イ 応援車両の種類
- ウ 必要人員
- エ 到着希望日時

## 2 消防の応急体制の整備

### (1) 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ 専任者の任務は、おおむね次のとおりである。

(ア) 緊急消防援助隊等の対応

(イ) 応援ルート及び集結場所の選定

(ウ) 応援隊に関する各種連絡

### (2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、村長又はその村長から委任を受けた者がとる。

### (3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

### (4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

## 3 消防活動計画

### (1) 火災警報

村長は、火災気象通報が発せられた場合または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災に関する警報を発する。

#### ア 火災警報発令基準

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

(ア) 実効湿度が70%以下、最少湿度が40%以下で、最大風速が毎秒7m以上となる見込みのとき。

(イ) 平均風速が10m以上のとき。または10m以上になる見込みのとき。

(ウ) 実効湿度65%以下のとき。

#### イ 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、音声告知放送、FM告知システム、広報車等により村全域に周知徹底を図るものとする。

### (2) 火の使用制限

村長は、前記の警報を発した場合は、その解除までの間、別に定めるところにより、住民の火の使用を制限する。

### (3) 異常気象時における消防対策

村は、強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、または火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には、音声告知放送、FM告知システム、広報車等により一般住民の警戒心の喚起につとめ、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期する。

### (4) 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

村は、火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域や大規模な木造建築物、中層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象建築物ごとに消防活動

計画の策定を指導し、火災防止、人命救助等の訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

(5) 危険物防御対策

ア 危険物火災

村は、次の措置を講ずる。

- (ア) 危険物、指定可燃物などの火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。
- (イ) 消火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者または後着隊の上級指揮者が決定する。
- (ウ) 初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関、または真庭警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

イ 爆発火災

爆発により火災が発生し、または爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

(6) 緊急避難対策

ガス、火薬、危険物の漏えい等の事故が発生した場合、又は火災の現場において、警戒区域の設定、退去の命令は、常に第1線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防団員が真庭市消防本部（美新分署）職員と連携し、的確に行う。

退去命令の基準は次に示すとおりである。

- ア 火災が拡大するおそれがあるとき。
- イ 爆発のおそれがあるとき。
- ウ その他居住者の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

## 第8項 危険物施設等の応急対策計画

実施機関	真庭市消防本部・消防団
------	-------------

(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。
- イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- ウ 県警察、真庭市消防本部に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

村は、真庭市消防本部（美新分署）に危険物施設等の応急対策のため、以下の措置を講じるよう要請する。

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

## 第9項 災害警備活動に関する計画

実施機関	危機管理班
------	-------

### 1 応援協力

村は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

## 第10項 緊急輸送計画

実施機関	建設班
------	-----

### 1 輸送ルートの確保

#### (1) 陸上輸送

ア 各道路管理者は国道、県・村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建設業者）等の協力を得て、応急に実施する。

#### (2) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、村は、ヘリコプター基地の確保を図る。

### 2 災害対策本部の輸送ルート調整

(1) 村災害対策本部は、県災害対策本部と連携し、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

(2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

### 3 人員、物資の輸送順位

#### (1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

ア 人命の救助等に要する人員、物資

イ 応急対策に必要な人員、資材

#### (2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

### 4 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

## 第11項 救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画

実施機関	避難所運営班・建設班・広報班
------	----------------

### 1 物資の受入、集積、配分

#### (1) 必要とする物資等の把握・情報提供

村は、避難所等に不足している物資を、各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、避難所等を巡回し、被災者のニーズを把握する。

なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、村内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の避難者が必要とする物資を把握し、村に連絡する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や行政区等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて村に連絡する。

#### (2) 物資の受入体制等

村は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の受入拠点を指定しておく。また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用も検討しておく。

なお、管内に受入場所が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、受入場所を確保する。

指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

避難所等の住民は、物資の仕分け、避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

#### (3) 輸送方法

村は、道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ふれあいセンターヘリポートの有効な活用を図ることとし、その活用にあたっては、あらかじめ定めるマニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

#### (4) 物資の配付方法

避難所へ搬送された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配付する。なお、配付にあたっては、要配慮者を優先する。

また、被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で避難生活を送っている被災者の

把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、援助物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、配付するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により援助物資を届ける等の支援を行う。



- カ ボランティア活動の拠点等の提供
  - キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
  - ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
  - ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動
- ②村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行うこととされており、県を通じて活動を依頼する。
- ③ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

村災害対策本部は、県及び日本赤十字社岡山県支部、村社会福祉協議会等の関係団体と相互に協力し、避難所等のボランティアニーズを把握し、村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。

専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

村は、各ボランティアの健康等に配慮するため、以下の対応を行う。

- ①避難所運営班は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- ②保健医療班は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ③ボランティアグループの宿泊場所として村の宿泊可能な公共施設等を提供する。

## 第3節 民生安定活動

### 第1項 要配慮者支援計画

実施機関	避難所運営班・保健医療班
------	--------------

#### 1 避難行動要支援者支援体制

村は、災害応急対策を行うにあたっては、避難行動要支援者支援を行う地域住民と連携を図るものとし、村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

#### 2 福祉避難所の開設

村は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している福祉避難所（メルヘンの里ふれあいセンター）の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう、要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

#### 3 迅速な避難

村は、消防団又は真庭市消防本部美新分署、警察等と連携し、あらかじめ定める避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めるマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

地域住民は、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

#### 4 避難後の対応

村は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定める避難計画等に従い、次の措置をとる。

- ア 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- ウ 避難行動要支援者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ 避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。また、必要があれば、エコノミー症候群、傷病、打撲等の処置等を協定先等と協力して行う。

キ 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、村、県に応援を要請する。

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらおうよう配慮するものとする。

## 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

### 第1 情報伝達体制

実施機関	広報班・村民班
------	---------

村は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、村以外に居住の被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

#### 1 被災者への情報伝達

村は、あらかじめ広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

ア 災害の発生状況

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

ウ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ

エ 災害応急対策の状況、復旧見込み

オ 道路情報、医療情報その他の生活情報

カ その他必要事項

ライフライン事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、

各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・村にこれらの情報提供をするものとする。

## 2 避難所避難者への情報伝達

村は、あらかじめ定める次の事項を内容としたマニュアルにより、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努める。

ア 情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方

イ 本部との連絡方法の確保

ウ 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

カ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、音声告知放送等、非常時の連絡手段の確保に努める。

## 3 避難者の安否確認への対応

村は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防団及び真庭市消防本部（美新分署）、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第2 報道機関への対応

実施機関	広報班
------	-----

### 1 情報の提供及び報道の要請

村は、次の情報を報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請する。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請に当たっては、県災害対策本部と調整を図るものとする。

ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ 救助活動に関する情報

ウ 交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報

エ 被災者の安否確認に関する情報

オ その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

ア 関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

イ 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

ウ 報道機関へ情報を提供する場合に、県と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

電力、電信電話、LPガス等ライフライン事業者は、ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要請するものとする。なお、情報提供等に当たっては、県災害対策本部と調整を図るものとする。

### 第3項 風評・パニック防止対策計画

実施機関	広報班・村民班
------	---------

#### 1 発生防止対策

ア 村は、被災地及び避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

#### 2 風評解消対策

村は、風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

### 第4項 食料供給、炊き出し計画

実施機関	調達班
------	-----

#### 1 緊急食料等の調達・応急供給

村は、事前に策定する計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達・受入れを次により行う。

- ① 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- ② 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ③ 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- ④ 援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- ⑤ 供給ルート、運送体制の確立
- ⑥ 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ態勢の確立
- ⑦ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施

#### 2 緊急食料の応急供給

##### (1) 緊急食料の運搬

備蓄食料は、備蓄庫より搬出して避難所等へ搬送する。食品加工業者、外食産業等からの食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、運送業者に要請する。

なお、調達した食料は避難所等へ直接搬送することとするが、直接搬送が困難な場合は、輸送拠点に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。県及びその他の自治体等からの救援食料についても同様とする。

## (2) 緊急食料の分配

食料の分配について、村は、自主防災組織、行政区、住民及び災害ボランティア等と連携し、男女のニーズの差違、食物アレルギー対策等に配慮し食料を分配する。

配布にあたっては、要配慮者を優先し、かつ不足や重複が生じないよう公平で計画的な配分となるよう努める。

また、在宅の高齢者や障害者等で、避難所への避難が困難な者に対しては、巡回配布に努める。

## 3 炊出しその他による食料の給与

(1) 村は、炊き出し実施体制を次により確立する。

- ① 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- ② 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- ③ ボランティアによる炊き出しの調整

(2) 村は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

また、必要な食料の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

### ① 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

### ② その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

(3) 村はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、農林水産省本省に緊急売却の要請を行い、政府米を確保することができる。

(4) 村は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

(5) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

## 第5項 飲料水の供給計画

実施機関	水道班・避難所運営班・広報班
------	----------------

### 1 水源が被災した場合

水道班は、水源が被災した場合は、最寄りの被害を受けていない水源地から飲料水を確保し、困難な場合は自衛隊その他関係機関に要請するとともに、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、広報班と連携し給水車による応急給水を実施する。

### 2 困難な地域への給水

村等は、あらかじめ定めるマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水（運搬給水）を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日200程度を目標とする。

### 3 避難所における飲料水の供給

避難所班は、飲料水として、発災後3日間は1人1日3リットルの確保を目標にペットボトルなどにより応急給水を実施する。

なお、発災後の時間による目標給水量は、「第2章地震災害予防計画」によるものとする。

住民は、地震発生後最低3日間（できれば1週間）分は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は村等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

村等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

## 第6項 生活必需品等調達供給計画

実施機関	企画調整班、商工班
------	-----------

### 1 生活必需品の供与

村は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。なお、供（貸）与にあたっては、男女のニーズの差違等に配慮する。

- ア 村の備蓄品の放出
- イ 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- ウ 県への応援要請

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、村に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

## 2 応援協力関係

- (1) 村は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。
- (2) 村は、県からの応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

## 第7項 遺体の搜索・処理・埋葬計画

実施機関	村民班・環境衛生班・新庄村火葬場
------	------------------

### 1 遺体の搜索・処理

#### (1) 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

村は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、遺体については、警察・医師に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

(ア) 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、各行政区と協議の上、遺体を特定の場所（寺院の施設等）に集めて埋葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画をたてておく。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

(ア) 遺体搜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数

(イ) 搜索地域

(ウ) 埋葬施設の使用の可否

(エ) 必要な輸送車両の数

(オ) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

県警察は必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、村及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

#### (2) 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

村は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置場所として選定するよう努める。

#### (3) 火葬場の確保

村は、使用する火葬場の処理能力を調査しておき、運転可否について確認する。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応策について、事前に計画を立てておくものとする。

#### (4) 遺体の搬送方法の確保

村は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

村は、使用する全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

## オ 遺体の埋葬

村は、実際に埋葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、警察の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (ア) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬とする。
- (イ) 被災地以外に漂着した遺体等の内身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。
- (ウ) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

## 第8項 災害廃棄物等応急処理計画

実施機関	環境衛生班・コスモスクリーンセンター・クリーンセンターまにわ・真庭北部クリーンセンター・し尿処理施設旭水苑
------	---

## 1 災害廃棄物等応急処理計画

## (1) 体制の整備等

## ① 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

村は、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

## ② 体制の整備

村は、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

本村が被災していない場合は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

事業者は、村の協力・支援要請に基づき、村の処理体制に協力する。

## (2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

村は、県の支援を受け、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

## (3) 一般廃棄物の処理等

## ① 仮設トイレ等し尿処理

村は、被災者の生活に支障が生じないように、必要な場合、真庭環境衛生管理株式会社との応援協定に基づき、応援を要請し、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

また、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送等が困難な場合は、県に支援を要請する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、

脱臭剤等を確保する。また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

また、地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び事業所等において賄う。

## ② 避難所ごみ等

村は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所ごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや避難所ごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

## (4) 災害廃棄物の処理

村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、処理予定施設での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

### ① 損壊家屋の解体・撤去

村は、必要な場合、真庭地区土木組合との応援協定に基づき、応援を要請し、通行上支障がある倒壊家屋等を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

### ② 収集運搬

村は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえて収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

### ③ 仮置場

村は、被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地利用を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

### ④ 仮設焼却炉等

村は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

### ⑤ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、村は、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

## ⑥ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。村は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

## ⑦ 環境対策、モニタリング

村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

## ⑧ 広域的な処理・処分

村は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

## ⑨ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

村は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

## (5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

村は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。また、被災者相談窓口を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

## 第9項 防疫及び保健衛生計画

## 第1 防疫

実施機関	保健医療班・環境衛生班
------	-------------

村は、次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し、衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

イ 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

## 第2 健康管理

実施機関	保健医療班・環境衛生班
------	-------------

村は、保健師等から成る保健医療班を編成し、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、村独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

また、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、エコノミー症候群解消等について避難所救護センターや医療機関との連携を図る。

本村が被災しなかった場合は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

## 第10項 文教対策計画

実施機関	教育班・教育施設班・生涯学習班・小中学校・保育所
------	--------------------------

### 1 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

### 2 教育施設の確保

#### ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

#### イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

### 3 児童生徒の就学援助措置等

#### ア 授業料等の減免

- (ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。
- (ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

#### イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 村教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。
- (イ) 村は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。
- また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

#### ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、村は、県と連携し、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

#### (4) 疎開児童生徒等への対応

校長は、避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

#### (5) 学校の再開

村は、県と連携し、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

#### (6) 社会教育施設等の保護

##### ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認

した上で使用する。

#### イ 文化財

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

## 第11項 義援金品等の募集・受付

実施機関	会計・財政班
------	--------

### 1 義援金品の募集

村は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

なお、住民、事業所等は、義援金品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

### 2 義援金品の受付

村は、県及び関係団体と連携し、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

### 3 義援金品の配分

義援金品の配分については、「第4章 地震災害復旧・復興計画」を参照。

## 第4節 機能確保活動

### 第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

実施機関	水道班・下水道班
------	----------

#### 第1 ガス施設応急対策計画

##### (1) LPガス

##### ア 応急対策

LPガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、LPガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、村等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

##### (ア) 実施責任者と主要業務

##### a LPガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にLPガスの再供給体制の整備に努める。

- (a) 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
- (b) 施設の被害状況調査
- (c) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
- (d) 必要に応じ、次の事項について地域住民への広報活動
  - ・火気制限
  - ・危険区域からの避難誘導
- (e) 県、村への被害状況等について通報
- (f) 応援隊の派遣要請は原則として協会長に行う。
- (g) その他必要な措置

##### b LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

- (a) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
- (b) 販売店に被害状況を連絡する。

##### c LPガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にLPガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

- (a) 被害状況の調査・報告

顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。

- (b) LPガス設備の点検・調査  
被害状況の調査結果を踏まえ、点検・調査計画を作成し、次のとおり実施する。
    - ・ ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
    - ・ マイコンメータ、調整器等の機能点検
    - ・ 点検・調査時に実施可能な応急修理等
  - (c) 消費者等への広報活動  
二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。
  - (d) 応援隊の派遣要請及び受入れ体制の整備  
点検・調査及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、顧客先被害リスト、地図等の受入れ体制を整備する。
  - (e) その他、必要な応急対策
- d 協会・支部等
- 協会・支部等の役員は、自社の顧客先で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、LPガスの早期安定供給に努める。
- 被災地以外の会員は積極的に協力する。

## 第2 上水道施設応急対策計画

### ア 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、臨時給水所を設置し、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

また、浄水場が被災した場合でも村内他の被害を受けていない水源等から飲料水を供給できる体制の確保に努める。

### イ 災害時における応急工事

水道班は、災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、応急給水を実施するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

### ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

### エ 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整

備に努める必要がある。

(ア) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当っては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

(イ) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

(ウ) 施設の復旧に当っては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。

#### オ 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

### 第3 電気施設応急対策計画

[中国電力(株)岡山支社]

#### ア 災害における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

#### イ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

#### ウ 災害時における応急工事

##### (ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

#### エ 災害時における広報宣伝

(ア) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し以下の事項を十分PRする。

a 垂れ下がった電線には、絶対さわらない。

b 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認したうえで使用する。

c 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

(イ) 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

(ウ) 上記の(ア)及び(イ)については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知させる。

#### オ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の

拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合は、適切な予防措置を講じる。

#### カ 応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

応急工事が実施困難な場合、資機材・要員の確保について、他の電気事業者の応援を要請する。

## 第4 電気通信施設応急対策計画

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、村・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

#### ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

#### イ 通信の確保と措置

##### (ア) 通信の確保

- a 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置
- b 応急用村内・光ケーブル等による回線の応急措置
- c 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

##### (イ) 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

##### (ウ) 非常通話、非常電報の優先

非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

##### (エ) 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

#### ウ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

## エ 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、NTTビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

## オ 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、県、市町村、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

## 第5 下水道施設応急対策計画

ア 村は、村管理の下水道施設について、次の措置を講じる。

## (ア) 管路施設

管路施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没や人孔の浮き上がりなどによる二次災害の発生を防止する。

## (イ) 下水処理場

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設沈殿池での処理などにより、応急的な機能確保を図る。

イ 村は、村が管理する下水道施設について、防災拠点や避難所等に接続する重要な管路ルートから優先して応急対策を進める。また事前からの下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

## 第2項 住宅応急対策計画

実施機関	調整班・建設班
------	---------

## 1 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

村は、県と連携し、地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

## ア 被災建築物の応急危険度判定の実施

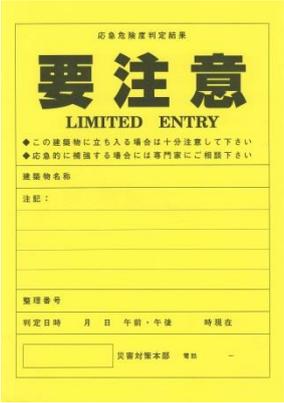
## (ア) 実施本部の設置

村は、「岡山県被災建築物応急危険度判定実施要綱」の定めるところにより、応急危険度判定の必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

## (イ) 応急危険度判定の実施

村は、地震発生直後に被災建築物応急危険度判定を実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災建築物応急危険度判定士等の建築士ボランティアに協力を要請する。

調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類の判定ステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示する。

区分	危険	要注意	調査済
表示方法 (参考)			

イ 被災宅地の応急危険度判定の実施

(ア) 実施本部の設置

村は、応急危険度判定の必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

(イ) 被災宅地応急危険度判定士の業務

応急危険度判定の調査内容は以下の通りである。

項目	調査内容
調査対象施設	①擁壁 ②宅地地盤、切土・盛土のり面及び自然のり面 ③排水施設 ④その他
調査期間	発災後速やかに実施し、中地震では2週間程度以内、大地震では1ヶ月程度以内に終了する。
調査対象区域	被災区域全域
調査方法	目視、簡便な計測
調査結果のまとめ方	調査票による現地踏査 イ. 被害位置 ロ. 被害項目 ・沈下・ハラミ・陥没・崩壊 ・隆起・倒壊・クラック・段差 ・ガリー浸食等 ハ. 被害断面 (簡易計測による寸法) ニ. 変形量 (簡易計測による寸法) ・沈下量・クラック幅・深さ・長さ・本数等 ホ. 危険度 (大、中、小)

	へ. 緊急度 (大、中、小)
--	----------------

(ウ) 被災宅地応急危険度判定の実施

村は、地震発生直後に被災宅地応急危険度判定を実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災宅地危険度判定士に協力を要請する。

調査結果は、「危険宅地」・「要注意宅地」・「調査済宅地」の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにしておく。

区分	危険宅地	要注意宅地	調査済宅地
表示方法 (参考)	<p>被災宅地危険度判定結果</p> <p><b>危険宅地</b></p> <p>UNSAFE</p> <p>◆この宅地に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談して下さい</p> <p>注記:</p> <p>整理番号</p> <p>判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p>災害対策本部 電話</p>	<p>被災宅地危険度判定結果</p> <p><b>要注意宅地</b></p> <p>LIMITED ENTRY</p> <p>◆この宅地に入る場合は注意して下さい ◆緊急的に補修する場合は専門家に相談下さい</p> <p>注記:</p> <p>整理番号</p> <p>判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p>災害対策本部 電話</p>	<p>被災宅地危険度判定結果</p> <p><b>調査済宅地</b></p> <p>INSPECTED</p> <p>◆この宅地の被災程度は小さいと考えられます</p> <p>注記:</p> <p>整理番号</p> <p>判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p>災害対策本部 電話</p>

2 被災住宅の応急対策

ア 被災住宅の応急修理

(ア) 災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、居住のために必要な最小限度の部分について知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事は村長に委任することができる。

(イ) 応急修理の内容

- a 災害によって住家が半壊又は半焼したものであること。
- b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1カ月以内に完成するものとする。
- c 応急修理の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(ア) 災害救助法が適用となった場合の住宅等に流入した土石等障害物の除去については、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事は村長に委任することができる。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

- a 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
- b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

### 3 住宅応急支援窓口の設置

村は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

### 4 建設資機材の調達

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、村が行う。  
不足する場合は、県に協力を求める。

### 5 関係業界との協力

村・県は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

### 6 公営住宅への一時入居

村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

#### ア 公営住宅への入居の調整

##### （ア）入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

##### （イ）使用期間

1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

#### イ 特例による入居者の取扱い

##### （ア）特列入居

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する公営住宅への特列入居資格を有する者には、特列入居で対応する。

### 7 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を村が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

### 8 住家被害認定調査及びり災証明書の交付

#### ア 被害認定調査方針及びり災証明書交付方針の決定

村は、被災者からの申請に基づき、被災した家屋等について被害認定調査を行い、り災証明書を交付する必要がある。

そのため、調査の期間や実施体制、住民への周知方法及びり災証明書の交付における人員や場所の確保等についての方針を決定する。

また、住民に対し、住家被害認定調査について目的や内容等を音声告知放送や広報車等により周知しておく。

## イ 被害認定調査の実施体制の整備

村は、被害認定調査を実施するための資機材の調達及び人員の確保を行う。

## (ア) 資機材の調達

携行品	地図・住宅地図、携帯電話・無線、調査員証及び腕章（又はベスト）等
調査資機材	調査票、デジタルカメラ、筆記用具・バインダー、画板、下げ振り、メジャー等
装備品	ヘルメット、懐中電灯、電卓等

## (イ) 調査要員の配置

被害認定調査には、2人1班程度で調査班を構成する。

村は、職員で調査要員が不足する場合は、他市町村及び県へ応援職員を要請する。

それでも要員が不足する場合は、建築士等の専門家や、被害認定調査の実施経験のある団体等に応援を要請する。

また、調査班の職員等には、具体的な調査手法を正確に理解してもらい、調査員の質をなるべく一定に保ち、調査結果のばらつきを極力排除することを目的として、調査に参加する調査員全員を対象に研修を実施する。

## ウ 被害認定調査の実施

被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針で想定している住家被害
・地震力が作用することによる住家の損傷
・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷

地震により被災した住家に対する被害認定調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する（調査棟数が少ない場合等においては、第2次調査から実施することもある）。

## (ア) 第1次調査

- ・外観の損傷状況の目視による把握
- ・住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握

## (イ) 第2次調査

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。

- ・外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握
- ・住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握

## エ 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

## オ リ災証明書の交付

## (ア) リ災台帳の作成

村は、固定資産課税台帳、住民基本台帳等を基に、リ災台帳を作成する。  
さらに、住家被害認定調査の結果を受け、必要事項を台帳に登録する。

## (イ) リ災証明書の交付

村は、申請のあった被災者に対して、リ災台帳を基に、被害認定基準において半壊以上と認定された住家に対し、原則として1回のみ交付する。

## (ウ) 被災者台帳の作成

村は、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うため、必要に応じて被災者台帳を作成する。

なお、被災者台帳には以下の事項を記載又は記録する。

①	氏名
②	生年月日
③	性別
④	住所又は居所
⑤	住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況
⑥	援護の実施の状況
⑦	要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧	電話番号その他の連絡先
⑨	世帯の構成
⑩	リ災証明書の交付の状況
⑪	村長が台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑫	⑪の提供先に台帳情報提供した場合には、その旨及び日時
⑬	個人番号
⑭	その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項

## 9 応急仮設住宅の供与

### ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、村長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、知事が村長に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、村長が行う。

### イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

#### (ア) 建設による供与

##### a 建設基準

##### (a) 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、村又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と村の間で賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するように努める。

##### (b) 建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。

なお、村に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

##### (c) 建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。

##### b 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

##### c 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として村が行う。

##### d 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として村が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

##### e 協力要請

村は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

## (イ) 借り上げによる供与

村長は、災害が発生し県から委任された場合、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。

なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

## 第3項 公共施設等応急対策計画

実施機関	交通輸送班
------	-------

## 1 公共施設等応急復旧対策計画

## (1) 復旧体制の整備

ア 村は、県及びその他の公共施設管理者と連携し、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

イ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

## (2) 各公共施設毎の応急復旧計画

## ア 河川施設の応急対策

村は、県と連携して、地震発生後直ちに管理する施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

## イ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、診療所及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

## (3) 交通施設の応急復旧計画

## ア 道路施設の応急対策

(ア) 道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路等重要路線から優先的に道路パトロールを行い、管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の緊急措置・応急復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(イ) 道路管理者は、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、管理する道路の障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(ウ) 道路管理者は、啓開作業や応急復旧を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

## 第4章 地震災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

#### 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

実施機関	全課
------	----

- 被災地の復旧・復興は、村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の出遣その他の協力を求める。

#### 第2項 被災者等の生活再建等の支援

村は、県と連携し、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、県との調整に基づき、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

実施機関	全課
------	----

- 住まいの確保
  - 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとし、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。
  - 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。
- 生活資金等の支給等
  - 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の

実施体制の整備等を図る。

- ・被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
- ・必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

詳細は、「第2節 第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画」参照。

### 3 雇用の確保等

- ・被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

### 4 り災証明書の交付

- ・り災証明書の交付を遅延なく行うため、必要な業務の実施体制の整備に努め、住家被害認定調査結果に基づき、り災証明書を被災者に迅速に交付する。

受付や住家被害認定調査等は、「第3章 第4節 第2項 住宅応急対策計画」参照。

### 5 情報、サービスの提供等

- ・被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- ・村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- ・村は、県が被災者の救助を行った場合、被災者に関する情報の提供を県に要請する。

### 第3項 公共施設等の復旧・復興計画

実施機関	全課
------	----

#### 1 基本方向の決定

村は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努める。また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても考慮する。

#### 2 迅速な復旧事業計画の作成

村は、公共施設等の本復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

#### 3 さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

村は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

##### ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

##### イ 学校とまちづくりの連携

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

#### 4 特定大規模災害被災地の復興

村及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市町村間の連携、国との連携、広域調整）に努める。

村はまた、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成するとともに、特定大規模災害で土地利用の状況が相当程度変化した地域等がある場合、円滑かつ迅速な復興を図る。

## 第4項 激甚災害の指定に関する計画

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して、早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

実施機関	全課
------	----

### 1 被害情報の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、村及び県においては、国の早期指定のためにも、村区域内の被害状況の収集に努め、各種施設毎の正確かつ迅速な情報の提供を行う。

また、県が行う調査等について積極的に協力する。

## 第5項 復興本部の設置及び復興計画の策定

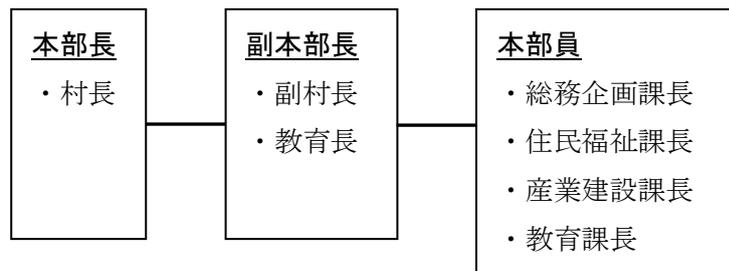
### 第1 復興本部の設置

実施機関	全課
------	----

村は、大規模地震等により、地域が壊滅的あるいは甚大な被害を受け、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

#### 1 復興本部の組織

新庄村復興本部の組織は、以下を基本構成とする。また、災害の状況に応じ、本部長が必要と認めるものを本部員として追加して指名することができる。



### 第2 復興計画の策定

実施機関	全課
------	----

村は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を作成することができる。

復興計画は、県及び国の復興基本方針に即して、県と共同で作成することができる。

なお、県や国、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

また、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。更に、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 復興計画の期間
- 4 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 5 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 6 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項

## 第2節 財政援助等

### 第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

実施機関	総務企画課・産業建設課・住民福祉課・教育委員会
------	-------------------------

#### 1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

##### ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (カ) 予防接種法
- (キ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ク) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (ケ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

##### イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、村は、被害の状況を速やかに調査し、県との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

##### ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業

- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (ス) 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
  - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - (カ) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に対する特別の助成
  - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助措置
  - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (イ) 村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (ウ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - (エ) 水防資器材費の補助の特例
  - (オ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - (カ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - (キ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

実施機関	総務企画課・住民福祉課・産業建設課
------	-------------------

## 1 個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、村、県その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

## ア 災害弔慰金の支給（村）

地震により死亡した者の遺族に対して村を通じて災害弔慰金を支給する。

## イ 災害障害見舞金の支給（村）

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して村を通じて災害障害見舞金を支給する。

## ウ 被災者生活再建支援金（県）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

## ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

## ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

## ○支援金の支給申請

（申請窓口） 新庄村

（申請時の添付書面） ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等  
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間） ①基礎支援金：災害発生日から13月以内  
②加算支援金：災害発生日から37月以内

## エ 災害援護資金の貸付（村）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して村を通じて災害援護資金を貸付ける。

## オ 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

## カ 母子福祉資金の貸付（県）

地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、市及び県は母子福祉資金を貸付ける。

## キ 公的負担の免除等（県）

県及び村は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

## ク 被災者への広報（村）

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

## 2 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう村・県は、次の措置を実施する。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

オ 村は、中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。

キ 村及び国、県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

## (3) 農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に村、県は次の措置を実施する。

ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

## (4) 住宅関連融資等

村は、県と連携し、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

ア 災害復興住宅資金

イ 地すべり等関連住宅資金

ウ 宅地防災工事資金

エ 産業労働者住宅資金

オ マイホーム新築資金

## カ リフォームローン

### 第3項 義援金品等の配分計画

各方面から寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要がある。

実施機関	総務企画課・出納室
------	-----------

村は、県、関係団体等と義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

義援金の募集、受付等は、「第3章 第3節 第11項 義援金品等の募集・受付」参照。